

政策経営・総務・財政委員会記録
【速報版】

令和7年9月18日開会

速報版

- この会議録は録音を文字起こした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものため、今後修正されることがあります。
- 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣言

- 川口広委員長 これより委員会を開会いたします。



◎ 市報第16号の審査、採決

- 川口広委員長 選挙管理委員会関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しましては、着座のままで結構です。

初めに、市報第16号を議題に供します。

市報第16号 横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての専決処分報告

- 川口広委員長 当局の説明を求めます。

- 武島選挙管理委員会事務局長 よろしくお願ひいたします。それでは、市報第16号横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての専決処分報告につきまして御説明をさせていただきます。お手元の資料を御覧ください。

まず、改正理由及び概要でございますが、公職選挙法施行令の改正が令和7年6月4日に施行され、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額が引き上げられたことから、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例により定めている公費負担の限度額を改正する必要が生じました。

この改正の手続につきましては、令和7年8月3日に執行する横浜市長選挙に適用できるよう、速やかに条例改正をする必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和7年6月13日に市長専決処分により条例改正を行いました。本議案は、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

改正内容についてでございますが、(1)の選挙運動用ビラの作成につきましては、作成枚数が5万枚以下の場合、1枚当たりの単価を現行の7円73銭から8円38銭に、作成枚数が5万枚を超える場合は、1枚当たりの単価を現行の5円18銭から5円62銭に改正をいたしました。

(2)の選挙運動用ポスターの作成につきましては、選挙区のポスター掲示場数が500か所以下の場合、1枚当たりの単価を現行の541円31銭から586円88銭に、選挙区のポスター掲示場数が500か所を超える場合、1枚当たりの単価を現行の28円35銭から30円73銭に改正いたしました。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。いかがでしょうか。

- 行田朝仁委員 ありがとうございました。さきの議案関連質疑で我が党の竹内議員のほうから話させていただきまして、最後に1点だけ質問なのですから、電子投票をはじめ、今後、投票の在り方を、そのまま言うと、可能性を検討するという答弁をいただいたのです。これは、できるかどうかを検討するということだと思うのですけれども、人手が足りないであるとか、時間の問題であるとか、これをどんどん変えていかなければいけないと思うのです。確認なのですけれども、この可能性を検討するというのは、具体的に、今

後、どういうふうにやっていくのかって確認したかったのですけれども、そういうことです。

- 武島選挙管理委員会事務局長 電子投票につきましては、既に導入している自治体もありますけれども、多くの自治体では導入しておりません。それにはそれなりの事情もありますので、やっている都市がなぜやったのかは、もう少し確認したいと思いますし、途中で、やっていたところでやめた都市もございます。そういうところの事情も研究しまして、いろいろと御答弁申し上げました制度面で、国政選挙で適用できないとか大きな課題もあるのですけれども、そういうことも念頭に置きながらもやった事情、やらなかつた事情とかを研究して、横浜市に仮に導入するとした場合、どういう効果が見込めるのかを、もう少し踏み込んで、実際の入れた場合をもう少し仮定して深く研究してみたいという趣旨です。

実際に、負担を軽減するということにつきましては、実は、電子投票は、投票所の負担が軽くなるということは意外と少ないのです。実際に、それは、開票の業務が削減されるという効果ですので、我々としては、地域の皆様の負担軽減という観点から、電子投票を入れることによって効果があるなら考えていくことが、前向きに進めなきやいけないと思っているのですけれども、その効果がどれだけ見込めるかというところを、先行実施したところとかとも情報収集しながら研究してまいりたいと考えております。

- 行田朝仁委員 ぜひ研究をしっかりしていただいて、よりよい制度になるように取組を進めてもらいたいですし、せっかく今回こういう議案があって答弁をいただいたものですから、止まることなくよりよくしていっていただきたいと、お願いします。

- 横山正人委員 せんたっての参議院選挙の、私、比例代表の立会人をやらせていただいたのですが、そのときに感じたのは、非常に疑問票が多いのです。この疑問票の判別のためにかなりの時間を要すると、こういうことだと思います。今、行田委員から電子投票の話が出ましたが、私は、電子投票を必ずしも否定するものじゃないのですが、僕はハイブリッドで考えたほうがいいと思うのです。いわゆるボーティングマシンです。投票のときにはデジタルで投票して、投票用紙にその候補者の氏名が、投票用紙がプリントアウトされると、それを紙として投票すると。そうすることによって疑問票は、これは一切なくなると思うのです。

電子投票のいいところというのは、誰に投票するのかが明確なのです。あるいは、政党名であったりとか候補者名であったりとか、明確に投票ができます。例えば誤字もなければ、当たり前の話ですけれども、機械がプリントアウトしますから、投票する方は、それを見て自分の投票と間違いないという確認を取った上で投票箱に投票するということをやれば、かなりの私は事務量が軽減されてくるんじゃないかなと思うのですけれども、いかがですか。

- 武島選挙管理委員会事務局長 まず、比例代表が確かに開票の中ではなかなか厳しい状況です。候補者数も多いですし、制度上、そうなっているというところがございます。

現行、先ほど申し上げましたように、国政選挙につきまして、いわゆる自書式でない電子投票という制度が適用できる法律になっておりませんので、今、委員から御提案がありました件につきましては、まず、そういう状況ではなかなか難しいのですけれども、研究していくという観点でいいますと、どういう電子投票の在り方がいいのかということにつきましては、我々も現場で仮に意見を申し上げられるところがあるならば、そういう法改正の実現に向けて、参考にして研究してまいりたいと思います。

- 横山正人委員 今、私は参議院の比例代表を例に挙げたので国政選挙ということになってしまったのですが、おっしゃるとおりで国政選挙は電子投票できないので、地方選挙で考えた場合にも、例えば横浜市会議員選挙であったりとか横浜市長選挙でも、疑問票というのは出てくるわけです。判別が不能な文字であった

りとか、あるいは同姓であったりとか、あるいは名前が同じであったりとか、そういうケースというのは当然考えられるわけで、案分がそれによってなくなってくるわけです。確実にその候補者名が投票用紙に記載されますから、案分がなくなってくるということになると思います。十分、地方の選挙でも活用が可能だと思っておりますので、あまり既成の概念だけにとらわれずに、新しい選挙制度、効率的な選挙制度、そして、安全・確実な選挙制度をこれからも研究していっていただきたいと思います。

- 川口広委員長 ほかにいかがでしょうか。
- 黒川勝委員 ありがとうございます。ぜひ電子投票については、四條畷なんかのケースもよく勉強して、導入ができるのかできないのか。あと、また、370万人も人口があるので、その中でどうやってできるのかというようなことというのは、そういう小さい市町村と比べるとなかなか難しい面もあると思うので、よろしくお願ひいたします。

それと、今回の専決処分に関してなのですけれども、これはビラの作成とポスターの作成、それぞれ2種類あるのですけれども、市会議員の選挙と市長選挙ということで、一方は5万枚以下と5万枚を超えると、もう一方は500か所以下と500か所を超えるということなのですが、これは、想像すると、市会議員の選挙が上段で市長選挙が下段になるのかなと思うのですが、そういう思いでこれは2つに分けたという理解でよろしいのでしょうか。

- 武島選挙管理委員会事務局長 5万枚とかのこの基準につきましては、条例というよりは施行令の基準でございまして、それをそのまま適用しているところでございます。実際には、委員がおっしゃっているような形になります。
- 黒川勝委員 今、特に市会議員の選挙と、あと県会議員の選挙は、選挙運動用のビラの枚数が、県会議員のほうが1万8000枚でしたっけ。市会議員が1万2000枚になったのかな。そんな数字だったと思いますけれども、僕は、同じ選挙区の広さの中で同じ有権者の人たちを対象にしている選挙になるので、市会議員と県会議員と枚数が違うというのは、合理的じゃないような気がするのですけれども、これは、何か理由があつて県会議員と市会議員の選挙と枚数が違っているのか。

あるいは、政令市なんかの場合は、ほかの一般市と比べると選挙の制度というか、大選挙区制と中選挙区制の違いがある●でまた違うのかなとも思うのですけれども、その辺り、なぜ県会議員と市会議員と、横浜の場合ですけれども、違うのかというのを、少し整理して教えていただけますでしょうか。

- 武島選挙管理委員会事務局長 県会議員、それから市会議員で数字に違いがあるというのは、これは確かに条文で規定されているのですけれども、一般的に言いますと、委員がおっしゃるように、その区域の広さとかそういうところで考慮されていると思うのですけれども、政令市においては、そこは全く同じであるのですけれども、数字が同一になっていないということについては、調べた限りでは、理由は分かりかねました。

ただ、県議と一般市と政令市で比べますと、一般市と政令市は、比べると枚数が多くなっているという、そういう規定になってございます。

- 黒川勝委員 なかなか合理的な理由がないということであれば、横浜が政令市の中では一番大きい市ですし、ほかの都市でも同じような疑問を抱えているんじゃないかなとも思いますので、そういう政令市のネットワークなんかを通じて国に対して働きかけなんかもしていってもらって、ぜひ、県会議員と市会議員と違いがあるのはおかしいのかなとも思いますので、要望なり訴えるなり疑問を呈するなりというようなことを

していただけたらと思います。我々もやんなきやいけないのかなとも思っていますが、よろしくお願ひいたします。

- 川口広委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
(発言する者なし)
- 川口広委員長 ほかに御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 それでは、採決いたします。本件については、承認することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 御異議ないものと認め、市報第16号については承認と決定いたします。



◎ 市報第20号の審査、採決

- 川口広委員長 次に、市報第20号関係部分を議題に供します。

市報第20号 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第1号）についての専決処分報告

- 川口広委員長 当局の説明を求めます。
- 武島選挙管理委員会事務局長 それでは、市報第20号、令和7年度横浜市一般会計補正予算（第1号）についての専決処分報告につきまして御説明させていただきます。

補正理由及び概要でございますが、令和7年6月18日に金沢区選出の市議会議員が辞職されたことに伴い、横浜市議会議員金沢区選挙区における議員の欠員の数が公職選挙法第113条第1項6号に該当し、横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙を行う事由が生じました。

選挙準備事務を早急に進める必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和7年6月25日に令和7年度横浜市一般会計補正予算（第1号）の市長専決処分を行いました。本議案は、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

補正額についてでございますが、2款総務費14項選挙費の4目市議会議員選挙費について、3998万9000円を補正額として計上しております。

以上、市報第20号、令和7年度横浜市一般会計補正予算（第1号）の専決処分報告につきまして御説明させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。いかがでしょうか。よろしいですか。
(発言する者なし)
- 川口広委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 それでは、採決いたします。本件については、承認することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 御異議ないものと認め、市報第20号関係部分については承認と決定いたします。

以上で選挙管理委員会関係の審査は終了いたしましたので、次に、総務局関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前10時15分

(当 局 交 代)



再開時刻 午前10時17分

- 川口広委員長 それでは、委員会を再開します。



◎ 市報第15号の審査、採決

- 川口広委員長 総務局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

初めに、市報第15号を議題に供します。

市報第15号 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての専決処分報告

- 川口広委員長 なお、本件につきましては、選挙管理委員会の鈴木選挙部長及びほか関係職員2名が説明員として出席しておりますので、御了承願います。
当局の説明を求めます。
- 吉川総務局長 それでは、市報第15号、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての専決処分報告について御説明をさせていただきます。
議案書では1ページから5ページとなりますが、お手元に資料を配付させていただきましたので、こちらを御覧ください。

まず、点線の囲いにございます改正理由及び概要についてです。

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が本年6月4日に施行され、国會議員の選挙等について、国が負担し市へ交付する選挙長等の職務のために要する費用の額が改定されました。これに伴い、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例により定めている選挙長等の報酬額を改定する必要が生じました。

7月に参議院議員通常選挙の執行が見込まれており、それまでに条例改正する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和7年6月13日、市長専決処分により条例改正を行いました。本議案は、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、国が定める単価が13%引き上げられたため、国に準じて本市の報酬額も13%引き上げを行いました。具体的な報酬額につきましては、表のとおりとなっております。

市報第15号の説明は以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- みわ智恵美委員 ありがとうございました。改正内容のところで、国が定める単価が13%引き上げられたと示されておりますけれども、国からは、この13%の引上げについては、どのような説明がされているのか

伺います。

- 久保田人事部長 こちらにつきましては、物価や賃金の上昇率を考慮したものと伺っております。
- みわ智恵美委員 物価や賃金上昇ということで13%、それは明文化された文書、通知、そのように書かれているのですか。
- 久保田人事部長 少々お待ちください。お待たせしました。失礼しました。こちらは、総務大臣からの通知にそのように記載されてございます。
- みわ智恵美委員 分かりました。じゃあその文書をまた後ほど頂ければと思います。お願ひします。ありがとうございました。
- 黒川勝委員 ありがとうございます。金額がそれぞれ上げられたというようなことでありますけれども、これは、大体時給に換算すると幾らぐらいになるのかというのを、もし分かれば教えていただけますでしょうか。
- 鈴木選挙部長 開票管理者ですか立会人の従事している時間というのは、その選挙によって時間が変わつてまいりますので、一律に時給換算というのができないというのが実情でございます。
- 黒川勝委員 ここで見ると、開票立会人以外は大体何時から何時までって決まっているような気がするのですけれども、それはそうでもないですか。
- 鈴木選挙部長 失礼しました。投票所の従事する時間については時間が決まっているのですけれども、開票関係の事務に従事する方は、開票する時間が、確定する時間が投票所によって変わってきますので、そういう意味で開票のほうは決まっています。投票のほうは、その投票によって前後するという状況でございます。
- 黒川勝委員 一番金額が安いのは選挙立会人で、日額1万1300円ということなのかなと思いますけれども、これが僕は高いのか安いのか分かりませんけれども、時間数によっては、最低賃金との兼ね合いで結構低くなっちゃうのかなというような感じもするのですけれども、最低賃金と照らし合わせて十分支払っているというようなことが言えるのか、それとも安過ぎるんじゃないかなというようなことなのか、その辺りはどうお考えでしょうか。
- 鈴木選挙部長 選挙に関わる皆さんの報酬につきましては、時間の長短によって単価が決められているものではないので、それから、最低賃金的な考えに該当するものではありませんので、単純には比較はできないのですけれども、仮に試算をしますと、投票所に従事する方は、結構長い時間、従事していただくことになりますので、時給換算を試算すれば少し安い金額になります。開票のほうは、先ほどお話ししましたように従事する時間が短いときもあれば長いときもあると。昨今は、なかなか確定がしなくて時間がかかる開票なんかも出てまいりますので、そういう場合には、試算しますと最低賃金を下回るような場合も出てくると、このように考えております。
- 黒川勝委員 報酬及び費用弁償ということになっているので、最低賃金なんかも鑑みながら金額というの、僕は決めるべきじゃないかなと思います。謝礼金とか謝金とかいうようなことであれば、ボランティア的な要素も踏まえてありがとうございます。そういうふうになつて以上は、最低賃金なんかの兼ね合いも考えた上で金額を出してもらわなきゃいけないと思いますし、あと、現実に開票管理者だとか開票立会人とかというのは、夜も遅くなりますし、横山委員がやられたというお話ですけれども、そういう意味でも、なかなかやつてくれる人がいなく

なってきちゃうというような、そういう現実もあるんじゃないかなとも思います。

あと、投票所に関しましても、割と自治会、町内会の役員さんなんかがやってくださっているケースというのが、僕は見ていて多いのかなとも思いますけれども、そういう人たちに対しましても、なかなかお休みの日を丸一日潰してしまうというようなことにもなるわけですから、その辺りも考慮した上でこういう金額はぜひ決めてもらいたいなとも思いますし、極端な言い方をすると、これも官製ワーキングプアなんじゃないかみたいなことも言われかねないような話ではないかなと思いますので、国が決める単価というのがあるんだとは思いますけれども、その辺りもう少し柔軟に、ある程度、せっかくやるんだったらそれなりの報酬をお出しるべきじゃないかなと思いますが、国との兼ね合いでやれること、やれないこととかというようなことがあるのであれば、少し教えていただけますでしょうか。

- **鈴木選挙部長** この報酬につきましては、平成30年から指定都市の協議会で、合同で報酬改定について要望を継続して続けてきたということで、このたび久しぶりに改定がされたというものでございます。私どもとしてもこの金額は、十分であると思っているわけではございませんで、ほかの指定都市と意見交換しても、やはりまだ引上げをするべきだという意見が出ております。

今後、指定都市の協議会のほうでまた意見交換をしながら、さらなる報酬改定の要望を行うかどうかということについて検討していきたいと思っております。

- **黒川勝委員** ぜひ要望を続けていただき、しっかりとそれなりの金額がきちんと頂けるような、そういうような体制にしていただきたいと思いますし、特に開票に関しては時間が長くなったり、あるいは早く終わったりというようなケースもありますので、これは、もしかしたら日額というよりは、時給換算みたいなほうが合理的なのかなという気もしますので、その辺りも含めて要望していただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
(発言する者なし)

- **川口広委員長** ほかに御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **川口広委員長** それでは、採決いたします。本件については、承認することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **川口広委員長** 御異議ないものと認め、市報第15号については承認と決定いたします。
説明員の方は退出されて結構です。ありがとうございました。



◎ 市第13号議案の審査、採決

- **川口広委員長** 次に、市第13号議案を議題に供します。

市第13号議案　　横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正

- **川口広委員長** 当局の説明を求めます。
○ **吉川総務局長** 市第13号議案、横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正について御説明いたしま

す。

今回、仕事と育児の両立支援に関する条例の改定について、御説明させていただきます。横浜市職員の育児休業等に関する条例の2条例の改定について、御提出をさせていただいているところでございます。

まず、横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改定について御説明いたします。

議案書では13ページから18ページとなります。お手元に資料を配付させていただきましたので、こちらを御覧ください。

まず、点線の囲いにございます改正理由及び概要についてです。

国における育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改定により、民間事業主に対して子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を講じることが義務づけられます。また、国家公務員についても、人事院規則の改定により、各省庁の長等に同様の措置が義務づけられます。

これらに合わせて、本市においても仕事と育児のさらなる両立支援を図るため、横浜市一般職職員の休暇に関する条例について所要の改定を行います。

次に、1、改定内容です。今回の改定では、仕事と育児の両立のため、任命権者が講ずべき措置等を新設します。

まず、(1)は、妊娠又は出産等の申出をした職員に対する措置として、ア、出生時両立支援制度等を当該職員に知らせること、イ、制度の請求等に係る職員の意向を確認すること、ウ、子の出生以後に発生が予想される両立の支障となる事情の改善に資する事項について、職員の意向を確認することを定め、(2)は、3歳に満たない子を養育する職員に対する措置として、ア、育児期両立支援制度等を当該職員に知らせること、イ、制度の請求等に係る職員の意向を確認すること、ウ、今後発生が予想される両立の支障となる事情の改善に資する事項について、職員の意向を確認することを定めます。(3)は、(1)のウの及び(2)のウにより職員の意向を確認した事項に対し、配慮しなければならないことを定めます。

2、施行期日については、国の人事院規則改定の施行日と同日の令和7年10月1日といたします。

市第13号議案の説明は以上となります。どうぞ御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。いかがでしょうか。
- 田中ゆき委員 御説明ありがとうございました。私から幾つか質問させていただきます。今回、この法改定によって条例の改定が行われるということで、妊娠または出産等の場合、3歳に満たない子を養育する職員に対する措置と2つありますけれども、出生時両立支援制度等と育児期両立支援制度等を当該職員に知らせることとなっていますが、これは、当該職員のみに知らせるという考えでよろしいのでしょうか。
- 吉川総務局長 この条例の中で規定をしているのは、当該の職員にと、まさにその職員にということではございますけれども、私どもとしては、当然、全般的にこういった制度があるということをしっかりと認識していただいて、職場の中でも共有していただき、また、当該の職員を職場としてもサポートしていくとかということも含めて、きちんと職場全体にもお伝えしていくということはこれまでやってきていました。また、これからもより丁寧にやっていきたいと思っています。
- 田中ゆき委員 ありがとうございます。よく分かりました。特に妊娠のタイミングって、なかなか人によって言い出しにくい。例えば定期に入らないと言いにくいとか、あと、体調不良が発生して職場の方に迷惑をかけるからその時点で言おうとか、皆さんいろいろ悩みながら、こういう制度について利用するかしないかとか申出のタイミングってあると思うので、周りの方も気づいたときに、そういう制度があるから相

談したほうがいいよというふうに言えるようにしていただけるといいと思います。

それと、それに続いてなのですから、職員の意向を確認するというのが幾つか出てきているのですけれども、これは、誰がどのように職員の意向を確認するのか教えてください。

- **吉川総務局長** これは、基本的には職場の上司ということになります。課長ないしは係長がということで、しっかりと当該の職員と今は面談もするという形で丁寧に御意向を確認していくということでございまして、職場の上司が実施をするということでございます。
 - **田中ゆき委員** ありがとうございます。例えばですけれども、あまりこういうケースは、ないとは思うのですけれども、なかなか職場の雰囲気であったりとか、職場が繁忙期であったりとかして上司に言いにくいとか、あと、上司との関係性において言いにくいという場合とかって、例えばこういうものって、一度、産業医とか保健師のところにデジタルみたいなもので提出した上で、それを上司が確認をして面談という、そういうプロセスみたいなものというのも考えられないのかなと思ったのですけれども、どうでしょうか。
 - **吉川総務局長** 今は、そういう仕組みにはなっておりませんけれども、なかなか、今、委員から御指摘があったように、職場の中で制度はあっていろいろお知らせもしていますけれども、言い出しにくいというような状況も、職場が非常に繁忙であったりということであると、そこを少し気兼ねしてしまったりということは、我々がアンケートだとかを取っている中でも、そういったお声も頂いていますので、より的確に職場としても把握をするすべ、また、当該の職員の方も、より一層、申し出しそうな環境を整えていくという意味では、いろいろと今後も研究していく余地は、大変多くあるというふうには思っています。
 - **田中ゆき委員** ありがとうございます。本当に当該職員の意向を確認するとか、対象となる人数も多い中で、そのプロセスもすごく大変だと思うのです。最後に、意向を確認した事項に対し配慮もしなければならないということで、今までやってこられたということは、認識はしているのですけれども、こういう法改正とか条例改正したことによって、より職員の方の意識も高まってくると思いますので、ぜひ、一つは、デジタル等を活用して、まずは本人の意思を客観的な指標で捉えてとかいうことも考えていただければと思います。
 - **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。
 - **みわ智恵美委員** 御説明ありがとうございます。国の法改正でこのように書かれているのですけれども、3歳に満たない子を養育する職員に対する措置ということで書かれておりますが、3歳以上についてはどのような措置になっているのか、伺いたいと思います。
 - **吉川総務局長** 3歳までということで国が規定しているところが、育児休業を取れる期間が、お子さんが3歳までということになりますので、そのタイミングで育児休業から明けてくる職員の方もいらっしゃるということの中で、必ずこういう措置を取ってくださいということで法改正もされ、また、条例としても位置づけていくということではございます。
- そういう意味でいうと、措置として義務づけということをいえば、ここまで部分ということにはなりますけれども、ただ、我々、別に3歳以降、じゃあ職場として何も関与しませんということでは、全く、当たり前の話ですけれども、ありませんので、そこは、職場の職員の状況だとかということは、当然、上司であるとか、また人事担当課とかということの中も含めて、様々、丁寧に職員の方の御家庭の状況、子育ての状況ということも含めて把握をしながら、御相談に乗ったり、制度の活用だとかということもお勧めしたりということは、しっかりと今もやっているところでございます。

- **みわ智恵美委員** これは育児休業がということですけれども、子育てをする中で、様々に子供の育ちに対して対応しなければならない事態もたくさんあつたりするわけで、そのときに、今、様々な制度を御紹介したりというふうな説明がありましたけれども、これは取ると育児休業で、その部分は賃金に対する、引かれるというか、そういう状況だと思うのですけれども、3歳を超えて休まなければならないような事態があつたときに、そういう制度があるというふうに説明されましたけれども、容易に職員が、相談をしながら休業ができるような制度として横浜市はあるということですか。
- **久保田人事部長** 今、局長から御説明しましたことを補足させていただきますと、まず、説明に関しまして申し上げると、私どもは、毎年、年に2回、職員に対して上司が面談をすることになっておりますので、その場で説明をしたり把握をすることができます。また、年齢を問わず3歳以上のお子さんがいる、もしくは、いない場合でも様々な配慮を要するような場合には、配慮事項調書というものを必ず毎年1回、出す機会というものを設けておりますので、そこで把握をした上で、それぞれの御家庭の状況、また御本人の健康状況なども把握をするということでやってございます。そして、3歳以上の場合の育児に関して申し上げますと、次の条例になりますけれども、部分休業という形では、小学校入学まで取ることもできますので、それについてはもちろん現在も、取っている方もたくさんいらっしゃるという状況でございます。
- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。次の一歩改正のほうでの議論もあると思うのですけれども、これまでに横浜市として、この条例がなければ育児休業を取りにくい状況だったのか、変わらないけれども、この条例の一歩改正でより困難なく障害なく取れるようになるとお考えなのかどうか、伺います。
- **吉川総務局長** そういう意味で申し上げますと、今回その条例の改正で、措置ということで任命権者に義務づけがされますので、これは、必ずやらないと条例の違反になってしまうということにはなりますけれども、ただ、横浜市としては、今まで、先ほどからお伝えしているとおりですけれども、職場での様々な職員との面談ということの中で、制度の御利用だとか、その職員が抱えている事情ということも含めて丁寧に面談の場で聞き取りをして、じゃあそこをどう解決していくかということも、上司も一緒にになって相談に乗りながら考えていると。制度の利用についても、活用できるものはしっかりと活用していただくということについては、これまでやってきていますので、この条例ができたからといって状況が変わるかというと、そういうことではないと思います。今までもちろん取りやすい状況を我々はつくってきたと思っていますし、今後もそこは変わらずしっかりとやっていくということでございます。
- **みわ智恵美委員** 最後にしますけれども、これで男性職員の育児休業の取り方について、今おっしゃったように、これまでにもそういう取組をしていたけれども、この条例に明記されることで、男性職員が取ることなどについての前進面とかがあるとお考えですか。どうですか。
- **吉川総務局長** 今回こういう形で条例改正をして、我々に義務として任命権者に課されますということも含めて、職場にもこういう条例改正をして制度としてもこうなりましたよということは、しっかりとまた改めてお伝えをしていきますので、そうした中で男性職員の意識の部分も変わって、じゃあ自分も育児休業を取ってみようかということにつながっていくということは、あろうかというふうには思います。今、現実問題として、育児休業を取っている男性職員は、女性職員に比べればはるかに少ないという状況はございますので、そういった意識面で我々が啓発をしていく、この条例改正をきっかけにということでは、その部分の効果といったものは、あるのではないかと思っています。
- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。先ほど他の委員からも繁忙期とか人間関係、そういう中で、本

本当に言いにくい事態の中で、これがきちんと条例に位置づけられて、そして職場全体、全庁的にという御説明もされましたので、大いにこれが生きていくようにと思います。ありがとうございます。

- 川口広委員長 ほかにいかがでしょうか。
- 黒川勝委員 今の質問に関連なのですが、（1）の妊娠又は出産等の申出をした職員に対する措置というところの職員というのは、じゃあこれは、配偶者が妊娠しましたとか、配偶者が出産しますとか、男性の職員も含まれるという理解でよろしいのですか。
- 久保田人事部長 おっしゃるとおりで含まれます。
- 川口広委員長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
(発言する者なし)
- 川口広委員長 ほかに御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 それでは、採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 川口広委員長 御異議ないものと認め、市第13号議案については原案可決と決定いたします。
-
- ◎ 市第14号議案の審査、採決
- 川口広委員長 次に、市第14号議案を議題にします。
- 市第14号議案 横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
- 川口広委員長 当局の説明を求めます。
 - 吉川総務局長 市第14号議案、横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書では19ページから26ページとなりますが、お手元に資料を配付しておりますので、こちらを御覧ください。

まず、点線の囲いにございます改正理由についてです。

育児を行う職員の仕事との両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により部分休業の制度が拡充されました。これに伴い、横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行います。

次に、1、法改正の概要です。

まず、（1）部分休業の取得パターンの追加についてですが、現行の1日2時間以内の第1号部分休業に加え、1年につき条例で定める時間以内で取得可能な第2号部分休業を設け、職員はいずれかを選択して取得可能となります。

次に、（2）非常勤職員に係る部分休業の対象年齢が引き上げられ、現行の3歳に達するまでから、常勤職員と同様に、小学校就学の始期に達するまでとなります。

次に、2、条例改正の内容ですが、今回の改正は、法改正に係る関係規定の整備等を行うものです。

具体的な内容については、（1）第1号部分休業と第2号部分休業の請求を申し出る期間を年度単位とすること。（2）第1号部分休業の取得を勤務時間の始め又は終わりに限る取扱いを廃止し、勤務時間の途中における取得を可能とすること。（3）第2号部分休業の年間取得上限時間を10日分とすること。（4）第2号部分休業の請求単位を1時間とし、1時間を超える部分は15分とすること。（5）年度中に第1号部分休業と第2号部分休業を切り替えることができる特別な事情を、予測不能な事実により子の養育に著しい支障が生じる事情とすること。（6）は、これらの改正に加え、部分休業の考え方を整理し、実際に運用される場面が想定されない部分休業の取消事由を削除する等整理を行うこと、以上の内容について改正を行います。

次のページを御覧ください。

参考として、改正後の部分休業制度の概要について記載をしておりますので、御確認いただければと思います。

3、施行期日は、法改正の施行日と同日の本年10月1日からといたします。

市第14号議案の説明は以上でございます。どうぞ御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。いかがでしょうか。
- 田中ゆき委員 御説明ありがとうございました。そもそも改正があったということなのですけれども、これって多子世帯の場合はどうなるというか、どのようにお考えでしょうか。子供1人に対するこれは制度なのか、それとも、多子世帯に対してはもう少し手厚い支援があるのか、教えていただきたいと思います。
- 久保田人事部長 こちらは、多子世帯についても、特に別段の規定というのは設けてございません。
- 田中ゆき委員 ありがとうございます。例えばこの制度の中では、多子世帯について特段の配慮とかがないということですけれども、本市独自に多子世帯に対しては、何か配慮とか支援とかがあるのでしょうか。
- 久保田人事部長 現状では、子の看護等の休暇というものがございまして、お子さんが病気等になった場合に取れるものというのがございます。これにつきましては、例えばお子さんが2人以上いる場合には、通常は5日のところを10日にするといったような形で、独自の対応はしておりますとございます。
- 田中ゆき委員 ありがとうございます。今回のこの条例の一部改正においては、多子世帯については言及されていないですけれども、今後も、お子さんお1人の場合とお2人、3人の場合では御家族の負担も違うと思いますので、現場の声を聞いて柔軟に対応いただきたいと思います。
- 川口広委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
(発言する者なし)
- 川口広委員長 では、ほかに御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 それでは、採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 御異議ないものと認め、市第14号議案については原案可決と決定いたします。

◎ 市第15号議案の審査、採決

- 川口広委員長 次に、市第15号議案を議題に供します。

市第15号議案 横浜市公告式条例の一部改正

- 川口広委員長 当局の説明を求めます。
- 吉川総務局長 それでは、市第15号議案、横浜市公告式条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。

議案書では27ページに記載をしておりますが、お手元に資料を配付させていただきましたので、こちらを御覧ください。

資料の1ページを御覧ください。

1、趣旨ですが、令和7年5月16日、地方自治法の改正により、条例の交付に当たって行う普通地方公共団体の長の署名について、総務省令で定める署名に代わる措置である電子署名によることが可能とされたことに伴い、横浜市公告式条例の一部を改正します。

2、改正の概要ですが、自署に加え、電子署名によることができるようになります。また、条例の新旧対象表を記載しておりますので、後ほど御確認ください。

3、施行予定日ですが、規則で定める日から施行する予定です。

なお、本件改正案の議決をいただきましたら、本年第4回定例会で議決された条例交付から対応できるよう直ちに諸手続を進め、体制が整い次第、規則を定め、施行する予定でございます。

次のページ、資料の2ページを御覧ください。

参考として地方自治法と省令の新旧対象表を記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

御説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 横山正人委員 行政の長が責任を負うという意味で、自署による署名というのは、大切なことだと私は思うのですが、時代の流れもありますので、電子署名ということで一部改正がなされるということも理解ができます。本件は、公告式条例に該当する署名を扱っているわけでありますけれども、仮にこの一部改正が行われた後であったとしても、市長が署名しなければならない文書というのは、どういうものがあるのですか。
- 川口広委員長 答弁を整理いたしますので、少々お待ちください。
- 柿沼行政イノベーション推進室長 失礼しました。今後も残るものとしては、友好都市の締結等に係るときの署名などは、残るというふうになっております。
- 横山正人委員 ということは、ほとんどの行政文書の署名が、この条例改正によって電子署名に変えることができるということの理解でよろしいのですか。
- 吉川総務局長 ということではございません。条例の交付に当たってということで、改正の中では電子署名ができるということになりますので、現時点でということで申し上げますと、この条例改正がされた後も、規則の改正については、引き続き、今、自署でということになります。ですので、この部分については、また今後、きちんとほかの手段でできる電子署名だとかということも、可能になるかどうかということも含め

てきちんと整理をしていきたいと考えます。

- 横山正人委員 さっき部長答弁だと友好都市の関係が残るということなのですが、今の局長答弁だと、まだ規則の部分で残るということなので、これは整理して資料で提出してください。
- 吉川総務局長 恐れ入ります。きちんと整理をした上で提出させていただきます。
- 川口広委員長 ほかにいかがでしょうか。
- 田中ゆき委員 御説明ありがとうございました。私の勉強不足だったら、分からないので教えていただきたいのですけれども、この電子署名が可能になると、市長じゃない人が署名できるという可能性ってないのかなと思ったのですけれども、教えていただきたいと思います。
- 吉川総務局長 基本的には、電子署名をするに当たって市長だけが認識をしているというか定めたピンコードということなのですけれども、いわゆる暗証番号のようなものを市長だけが自らそれを自分で定めて設定をして、その暗証番号を入れることで電子署名を成立させるということになりますので、そういったパスワード、暗証番号そのものが流出するということは、もちろん万全を期してきちんと防いでいきますけれども、そういうことがなければ、他の人が電子署名を代わってやるということは、できませんという仕組みになります。
- 田中ゆき委員 ありがとうございます。そのセキュリティ一面は、高く保っていただきたいと思います。
- 川口広委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
(発言する者なし)
- 川口広委員長 ほかに御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 それでは、採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 御異議ないものと認め、市第15号議案については原案可決と決定いたします。

◎ 請願第18号の審査、採決

- 川口広委員長 次に、請願審査に入ります。
初めに、請願第18号を議題に供します。

請願第18号 カスタマーハラスメント対策の方向性について

- 川口広委員長 お諮りいたします。総務局関係請願第18号について、中区伊藤さんより口頭陳述許可願が提出されましたので、この取り計らいについて、各委員の御意見を伺いたいと思います。
- 福地茂委員 我が会派としては、資料もしっかり整っておりますので口頭陳述の必要性はないと考えています。
- 行田朝仁委員 私も事前に拝見しましたが、請願されている趣旨については十分理解できる内容ですので、口頭陳述をいただくまでは必要ないと考えております。

- 田中ゆき委員 私ども会派しましても、大変丁寧な請願陳情書を頂いておりまして、趣旨を理解しておりますので、口頭陳述をいただくことは結構でございます。必要ないと考えます。
- 坂井太委員 口頭陳述は必要ないかと思います。
- みわ智恵美委員 市民参加を高める横浜市議会としては、口頭陳述は当然だと思いますので、認めていくべきだと思います。
- 大野トモイ委員 A4、9枚にわたって詳細に思うところを述べていただいております。十分に理解をいたしましたので、陳述いただくには及ばないと考えます。
- 川口広委員長 それぞれ意見がございましたが、口頭陳述許可願については、挙手をもってお諮りしたいと思います。
お諮りいたします。口頭陳述許可願については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 川口広委員長 挙手少數。よって、口頭陳述許可願については不許可と決定いたします。
それでは、改めまして、請願の要旨等については書記に朗読させます。
- 原議事課書記 請願第18号、件名は、カスタマーハラスメント対策の方向性の変更について。受理は、令和7年9月1日。請願者は、中区の伊藤さん。紹介議員は、太田正孝議員、井上さくら議員でございます。
請願の要旨ですが、横浜市カスタマーハラスメント対策基本方針に基づく対策を中止し、ゼロカスハラを実現するための手順を実施されたいというものでございます。
- 川口広委員長 本件は、行政当局に対する要望に関する請願ですので、当局の見解について説明を求めます。
- 吉川総務局長 当局の見解を申し上げます。

本市では、本年4月にカスタマーハラスメント対策基本方針を策定いたしました。市民の皆様から寄せられる御意見や御要望は、業務遂行に当たって大変貴重なものでございまして、よりよい行政サービスを市民の皆様に提供するためにも、職員は市民の皆様の声を大切にして、市民目線の下、丁寧かつ真摯に対応することが求められると考えております。こうした趣旨を、基本方針においても基本的な考え方として明記をしているところでございます。

しかしながら、市民の皆様から寄せられる御意見や御要望の中には、職員の人格を否定する言動、恐怖心を抱かせる威圧的なものも、ごく一部ではございますが存在するのも事実です。このような職員の人権、就業環境を脅かす言動や不当な要求に対し、組織として方針を定めてしっかりと対応し、職員が生き生きと働ける環境を整えることは、本市が市民の皆様のためによりよい行政サービスを提供し続けていくために必要な取組であると考えています。

本年6月には、改正労働施策総合推進法が公布され、雇用管理上、必要な措置を講じることが事業主の義務とされるなど、社会的にもカスタマーハラスメント対策が求められています。本市のカスタマーハラスメント対策基本方針では、繰り返しになりますが、職員が生き生きと働くことがよりよい行政サービスの提供につながるという考え方の下、職場実態調査も踏まえて制定したものでございます。今後ともこの基本方針にのっとり行政サービスの向上に努めるとともに、行政に求められる役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 川口広委員長 それでは、各会派等の御意見等を伺います。
- 福地茂委員 御説明ありがとうございました。横浜市のカスハラ対策基本方針を御説明いただいて、職場の実態調査も踏まえて制定されたことと存じます。市のホームページでも拝見しましたけれども、社会通念に照らしてもこれは妥当な内容でとどまっていると、まとまっていると思っています。基本的な考え方としては、市民の皆様の声を大切に市民目線で常に考える、これが前提とされていて、その上で、威圧的な言動に対しては、毅然とした対応を組織として取るということは、職員の就業環境を守るためにには、また、さらには、よりよい行政サービスの提供には、必要な取組なんだと思います。よって、我が党といたしましては、本件請願については不採択でお願いします。
- 行田朝仁委員 横浜市のカスハラ対策は、職場の実態を踏まえた上で基本方針を策定して、それに基づいて推進しているものであります、その内容も妥当だと考えています。今、福地委員からもお話がありましたとおり、全く同じ意見でございまして、我が党といたしましても本件請願については、不採択でお願いしたいと思います。
- 田中ゆき委員 本市のカスタマーハラスメント対策基本方針については、私も拝見しましたけれども、職員の現場の声を聞いて、対面であったりとか電話であったり、いろんな現場でのカスハラが確認されており、その内容を踏まえて立てられた方針で、妥当であるとしています。
ただ、一方で、市民の皆さんからは、人権を尊重していないのではないかというお声も上がってくるとは思うのですけれども、あの内容の中には、本当に市民の声を大切にする、市民目線で考える、市民の皆さんに丁寧かつ真摯に対応するということが強く明記されていて、そこが大きく打ち出されています。
- 一方で、先ほどもありましたように、市民の皆さんからの誹謗中傷であったりとか暴言、そして威圧的な言動は、職員の基本的人権を侵害するものであって、就業環境を悪くして市民サービスの低下につながるおそれもあると考えますので、私ども会派としましても本件請願については、不採択とするようお願い申し上げます。
- 坂井太委員 我々も不採択でお願いいたします。
- みわ智恵美委員 請願にありますように、職員の市民への接遇の向上ということは、基本的に大切な観点だと思っております。

一方で、市としてカスタマーハラスメント対策を行う事案が起きていることも理解しております。よりよい行政を進めるためにも対策は必要だと思います。市民と対応していると、突然写真を撮られて、いろいろ書き込みされてネットにアップなど、本当に職務に影響を及ぼされるだけでなく、職員がメンタルを傷つけられるような事案も起きていると聞いております。

請願では、ハラスメントが起きるのは、接遇に問題があるというふうに、集中してカスタマーハラスメントの原因を全て職員の側にあるように描くのは、飛躍があると思うのです。これらのことから日本共産党としては、請願には添い難いです。

- 大野トモイ委員 ありがとうございます。私は、ハラスメントの撲滅に取り組んできた経緯もありますので、以下、少し長いですけれども、私の意見を申し上げます。

A4用紙9枚に及ぶこの請願を読んで私は大変に驚きました。なぜならこの請願は、ハラスメントの被害を受ける側に対して、なぜハラスメントを受けたのかを考えて、その原因を特定し、改善することにより、ハラスメントを予防するよう求めているからです。何と上から目線で威圧的でハラスメンタルであるかと感じ

ます。そのほかマンスプレイニング、いわゆる男性が女性に対して、自分のほうが知識があるという無意識の偏見から、女性が求めていないのにもかかわらず、見下した態度で説明したり解説したりする行為を想起させる箇所が多く散見されるように感じます。カスハラについての認識にも大変違和感を覚えます。

まず、6ページの中段に、本市アンケートに含まれていないハラスメントが起こってしまう要因として、相手の気持ちを考えなかった、説明に誠意がなかった、相手に敬意を払わなかった、笑顔を忘れた、挨拶をしなかった、難し過ぎる説明をした、上から目線だったとあります。たとえこういうことがあったとしても、ハラスメントをしてはならないというのが私のハラスメントに対する理解です。

例えば職場で挨拶がない、笑顔がない、説明が難しいからハラスメントをしてもいいということにはなりません。あるいは、御家庭で夫が妻を、笑顔がない、挨拶がないからといって罵倒をし、殴っていいということにはなりません。ハラスメントを受けた側や罵倒され殴られた側は、加害側の求めに基づき、自分がなぜそうされたのか、原因を追及して改善しなくてはならないというわけではありません。すべきことをしていないからというのは、ハラスメント行為を正当化する理由足り得ません。行政と市民という関係性だからといって、このことが揺らぐわけではないと考えます。

そして、その下の部分、組織として言いました、誰に代わっても言うことは同じです、御要望を全て受け入れることはできません、法令どおりにしています、回答は今までと同内容の回答となるため、回答を控えさせていただきます、との記述がありますが、職員の皆さんのが法令どおりに、そして、個人としてではなく立場として仕事をしているのは、極めて当然、自然のこと、また、そあるべきことです。市長と局長、部長、課長、職員さんで言うことが異なっては、これは、法による支配ではなく人による支配になってしまいます。私は、少数派の意見を可能な限り議場に届けることも自分の役割だと考えて議会質疑を重ねてまいりましたが、様々な意見が社会にある中で、どこかのタイミングで決めて執行していくなければならないわけですから、大変私も残念に思ながらも、全ての御要望を受け入れることができないということを多々経験をしてまいりまして、これは、ある意味、仕方のないことだと思っています。

そして、もちろんこういう理由があるからといってハラスメントをしてもいいというわけではありません。接遇の向上は必須であります。そのことは基本方針にも明記をされている。しかしながら、今述べましたような主にこういった点について、ハラスメントについての私とは見解が異なりますので、本請願の採択には反対いたします。

- 川口広委員長 ほかに御発言もないようですので、本件について採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 それでは、採決いたします。採決の方法は挙手といたします。
本件について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙 手)
- 川口広委員長 挙手なし。よって、請願第18号は不採択すべきものと決定いたします。



◎ 請願第21号の審査、採決

- 川口広委員長 次に、請願第21号を議題に供します。

請願第21号　　横浜市によるSNS投稿の削除申請について

- 川口広委員長 初めに、お諮りいたします。総務局関係請願第21号について、中区伊藤さんより口頭陳述許可願が提出されましたので、この取り計らいについて、各委員の御意見を伺いたいと思います。
- 福地茂委員 我が会派としては、意見陳述は必要ないと考えております。
- 行田朝仁委員 十分理解できる内容ですので、口頭陳述をいただく必要はないと思います。
- 田中ゆき委員 私ども会派といたしましても、口頭陳述をいただく必要はないと考えます。
- 坂井太委員 口頭陳述は必要ないと思います。
- みわ智恵美委員 横浜市会は市民参加を旨としている議会ですので、市民から口頭陳述を求められた場合は、受けるのが当然だと思います。
- 大野トモイ委員 十分に請願の趣旨については理解をいたしておりますつもりですので、陳述をいただくには及ばないと考えます。
- 川口広委員長 それぞれ意見がございましたが、口頭陳述許可願については、挙手をもってお諮りいたします。

お諮りいたします。口頭陳述許可願については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 川口広委員長 挙手少数。よって、口頭陳述許可願については不許可と決定いたします。
それでは、請願の要旨等については書記に朗読させます。
- 原議事課書記 請願第21号、件名は、横浜市によるSNS投稿の削除申請について。受理は、令和7年9月2日。請願者は、中区の伊藤さん。紹介議員は、井上さくら議員でございます。
請願の要旨ですが、横浜市によるSNS投稿の削除申請をプラットフォームへ一方的に提出することを控えられたい。また、誹謗中傷、差別等の看過できない投稿に備えて、SNSに関するポリシーを定め、指定された手順に従って対処されたいというものです。
- 川口広委員長 本件は、行政当局に対する要望に関する請願ですので、当局の見解について説明を求めます。
- 吉川総務局長 当局の見解を申し上げます。

市民の皆様がSNS等により御自身のお考えを発信することは、尊重されるべきものと考えております。そのような市民の皆様からの御意見や御要望に対してよりよい行政サービスを提供するため、本市としては、市民目線の下、丁寧かつ真摯に対応する必要があるとも考えております。

しかしながら、SNS等で発信される内容の中には、職員の実名とともに、これも本当にごく一部ではございますけれども、誹謗中傷であるとか、社会通念上、許される限度を超える文言で侮辱を行う、さらには人格を否定するといったものもございまして、名指しされた職員は、大きな不安感や精神的苦痛を感じているという事態も生じております。

このような職員の人権や就業環境を脅かす投稿に対し、令和7年4月に施行された情報流通プラットフォーム対処法に基づき削除要請を行うことは、職員が生き生きと働ける環境を整え、本市が市民の皆様のためによりよい行政サービスを提供し続けていくために必要なことだと考えております。

SNS等に限らず、先ほどの請願にも繰り返しお伝えしましたけれども、今後とも市民の皆様の声を大切に受け止め、市民目線で常に考えることで行政サービスの向上を図るとともに、行政に求められる役割を

しっかりと果たしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 川口広委員長 それでは、各会派等の御意見等を伺います。
 - 福地茂委員 我が会派といたしましては、自由を旨とする国家であることは、もう当然でありますけれども、その自由の範囲というのは、人の尊厳を傷つけたり、人格を否定したり、侮辱してよかつたりするものではありません。どんなことでも自由であると、表現の自由は認められるということではないと思っております。職員さんの人格や人権をしっかりと守っていただきたいと思いますので、法律にのつとった削除を申し出ることも必要な対応であると考えております。これによりまして、我が党といたしましては、本請願については不採択でお願いします。
 - 行田朝仁委員 SNSへの投稿が表現の自由という、重要な権利であるというのは、これは言うまでもないわけですが、市職員は、市民の皆様からの御意見を真摯に受け止めながら業務に取り組む必要があると考えます。
しかし、SNS上において誹謗中傷に該当するような投稿等が行われた場合は、職員が安心して職務を遂行することが困難となる可能性があります。これは、行政サービスの質や安定性にも影響を及ぼしかねないわけであります。そのため、適切な行政サービスを継続的に提供していくために、法律に基づいて、必要に応じて削除の申出を行うことも必要な取組であると考えます。よって、我が党としましては、本件請願については不採択でお願いしたいと思います。
 - 田中ゆき委員 この請願目的の中に、SNS投稿は市民の声の一つであり、行政にとって非常に有意義な情報ですと。その後、確かに投稿の中には、行政に対する厳しい批判や誹謗中傷と思われる文章がありますと書いてあります。私ども会派としては、それこそ市民の皆さんとの声を聞くことはとても大切である一方で、このSNSという不特定多数の方々が自由に見られるツールの中に、この請願者の方も書いているような厳しい批判であったり誹謗中傷、つまりこれはハラスメントに当たる内容もあると思うのですけれども、そういうものが放置されるということは、誹謗中傷を受けた、先ほど個人名を挙げられた方もいたという中で、その方だけではなくて、その御家族であったりとか多くの人たちが不安を抱えながら職務に就かなければならぬ。不適切であるものに対しては、毅然として法令に基づき投稿の削除をする必要があると考えます。ですので、私ども会派としましても、本件請願については不採択でお願いします。
 - 坂井太委員 不採択でお願いします。
 - みわ智恵美委員 詳しいことも正確なことも不明ですので、請願には添い難いです。
 - 大野トモイ委員 この請願項目は2点あると思うのですけれども、前段、SNS投稿の削除申請をプラットフォームに一方的に提出しないでくださいとのことです。本市に関する全てのSNS投稿について、投稿者の意図などを行政側からアプローチして確認をしていく、対応していくということは、これだけネットが発達している中で、なかなかこれは、現実的ではないなと感じています。法がそれを求めているとも特段考えておりません。
- とはいって、表現の自由は最大限に尊重する必要があります。当局にお伺いしたいのですけれども、一方的にならぬように留意していることというのは、どのようなことがあるのでしょうか。
- 吉川総務局長 この誹謗中傷だとかということが含まれている中身、よほどひどいものは、いきなり削除申請ということは、当然あろうかと思いますけれども、いろいろ人によって捉え方というところは、当然違

うと思っています。そうした中で、いきなり削除申請ということに至らずに、案件によっては、私どものほうでその投稿された方のお考えだとかということもお伺いした上で、投稿の削除をその投稿者の方に対して直接お願いをしたりですとか、また、法令違反に当たる可能性があるといったことも、投稿者の方に直接お伝えすることも、そういった場面も当然ございます。

また、この削除申請に当たっての手続というところで申し上げますと、その職員が所属している所管課から投稿削除をしてほしいという申請を受けた総務局のコンプライアンス推進課で、その投稿が権利侵害の情報に該当するのかということを、またこれは、所管課とは異なる立場から総務局としても審査をしているというところがございます。

また、当局の中だけではなくて、審査の過程の中で特に慎重な判断が求められるような案件については、外部の弁護士の方など専門家にも御意見を伺うという形で、複数の視点で慎重に確認を行うということを行っているところでございます。

○ 大野トモイ委員 それから後段が、誹謗中傷、差別などの看過できない投稿に備えて、SNSに関するポリシーを定め、指定された手順に従って対処するようにしてください。これは、必要なことだなと思うのですけれども、現在、そういったポリシーなり手順書はあるのか、どういうものなのかみたいなところは、いかがですか。

○ 吉川総務局長 まず、本年4月に制定いたしました横浜市カスタマーハラスマント対策基本方針の中で、SNS等への不当な投稿に対する削除要請を明記しているということと、これに基づいて、具体的な手順としてということで、職員の権利を侵害する情報の削除等の申出に係る手続要綱というものを定めておりまして、その中で手続についてもしっかりと定めて、それに基づいて運用しているということでございます。

○ 大野トモイ委員 分かりました。特に後段について対応を進めているというふうに認識をいたしましたので、本請願については、採択には及ばないと判断いたします。

○ 川口広委員長 ほかに御発言もないようですので、本件については、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 川口広委員長 それでは、採決いたします。採決の方法は挙手といたします。

本件については、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

○ 川口広委員長 挙手なし。よって、請願第21号は不採択すべきものと決定いたします。



◎ 令和6年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果について

○ 川口広委員長 次に、報告事項に入ります。

令和6年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果についてを議題に供します。

なお、本件につきましては、参考人として公立大学法人横浜市立大学理事長近野真一氏、事務局長松井達也氏、また、参考人の補助者として、総務部長本間明氏、総務部経営戦略担当部長白木健介氏、研究推進部長黒部哲哉氏、市民総合医療センター管理部長深澤博氏に御出席いただきます。

この際、参考人及び補助者入室のため暫時休憩いたします。

休憩時刻 午前11時15分

再開時刻 午前11時16分

- 川口広委員長 それでは、委員会を再開します。

当局の報告を求めます。

- 吉川総務局長 それでは、令和6年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果について御報告させていただきます。お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。

横浜市公立大学法人評価委員会が、地方独立行政法人法に基づき、令和6年度における公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価を実施し、設立団体の長である市長に対して評価結果の報告がありましたので、概要を報告いたします。

1、総評ですが、第4期中期計画の2年目となる令和6年度は、教育、研究、医療、法人経営等の各分野で、計画に基づく具体的な取組が着実に進展していると認められる。特に、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業等の国の主要事業に採択されたことは、研究力強化に向けた全学的な努力の成果と高く評価する。一方、6年度決算については、経常損益が前年度に続き赤字となっており、収支改善が喫緊の課題であることから、幅広い視点からの戦略的な施策が求められるとされました。

続きまして、2、項目別評価を御覧ください。

下の枠の中に、SからDの評価の基準を記載してございます。その下の表の見方についてでございますが、3分割している一番左の欄には、6年度計画の主な取組を記載しています。その右側の欄は、評価委員会の主な意見を記載しており、白丸は特に評価できる点、黒丸は改善すべき点を示しています。一番右側の欄は、評価委員会による評価と、括弧書きには、法人による自己評価を記載しています。この表では、計画どおり実施しているB評価以外の項目を抜粋し、主に下線の部分を中心に御説明をいたします。

I 教育の項目のうち、2の5学部6研究科における教育の充実については、A評価となりました。主な意見として、理系人材の不足も懸念される中、定員増に向けた取組を計画的に進めており、教育体制の整備が着実に進行していることを高く評価する、学修者に寄り添った教育改革が進展しており、学生満足度の向上に寄与していることを評価するとの御意見をいただきました。

II 研究の項目のうち、2のオープンイノベーションの推進については、S評価となりました。主な意見として、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業、J－PEAKSの採択に至ったことを高く評価する、ベンチャー創出累計数が指標を上回り、研究成果の社会実装が進んでいるとの御意見をいただきました。

III 医療の項目のうち、2の質の高い医療の提供については、A評価となりました。主な意見として、附属2病院とも高い手術件数と救急応受率を達成し、特に救急応受率は過去5年間において最多件数となった、遠隔ICUによる新たな連携を実現したことを高く評価するとの御意見をいただきました。

3の政策的医療への貢献、地域医療の推進については、A評価となりました。主な意見として、センター病院においては多くの不妊治療に取り組んでいることを高く評価するとの御意見をいただきました。

IV 法人経営の項目のうち、2の不断の経営改革及び持続可能な経営のための自己収入確保については、C評価となりました。主な意見としては、令和6年度決算では法人全体で経常収支が15.2億円の赤字であり、経営改善の取組が進められているものの、外部資金の獲得、収入の拡大、業務効率化、経費削減など、さらなる経営努力が必要であるとの御意見をいただきました。

VI地域貢献ですが、こちらは、法人による自己評価はありませんが、評価委員会が包括的に評価を行うもので、A評価となりました。主な意見としては、社会人教育の拡充、地域医療ニーズへの対応や地域課題への対応の取組を進めていると評価できるとの御意見をいただきました。

以上が評価結果の御報告となります。

なお、業務実績、評価結果の詳細につきましては、9月9日にお配りをさせていただきました冊子、令和6年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果等を、後ほど御覧いただければと思います。
報告は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

- **川口広委員長** 報告が終わりましたので、質疑に入ります。いかがでしょうか。
- **田中ゆき委員** 御説明ありがとうございます。報告書と照らし合わせて、私から幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、優秀な学生確保の取組のところで質問させていただきたいと思います。こちらには、データサイエンス学部等の定員増に向けた取組を計画に進めていて、前年度を上回る志願者を獲得したということなのですけれども、その優秀な人材獲得の自己評価、この報告書の自己評価では、まずBとなっているのですけれども、ここってAにならないのかなと思ったのですが、その点については、どんな理由でBになったのか、教えていただきたいと思います。

- **松井横浜市立大学事務局長** 御質問ありがとうございます。少し判然としないところはありますけれども、基本的に我々としてはB評価を基本とさせていただいて、かなりいい実績があった場合にAをつけさせていただいておりますけれども、そういう観点で少し控えめのBをつけました。しかし、法人評価委員会の中では、現在の理系人材の不足、デジタル・グリーン人材の不足の観点から、例えばDS学部を改編したりとか、医学部の定員を増やしていくということに関しては、非常にいいことだというようなことを●まして、評価を上積みしていただいたと理解しております。
- **田中ゆき委員** 御説明ありがとうございます。こちらの報告書の評価については分かりました。

ただ、これからますます少子化が進んで、大学も結構閉校になっているところがある中で、このデータサイエンス学部等ですけれども、定員増って見込める自信があるというか、どのくらいまで増やしていくとか、いろんな高大連携とかをされているのであれですけれども、見込めるのかどうか、予測だと思うのですけれども、教えていただきたいと思います。

- **松井横浜市立大学事務局長** 例えばDS学部でいいますと、学部でいうと60名を120名にしていくような、今、方向で動いております。しかし、昨今、民間企業においてDX人材、デジタル・グリーン人材というのは不足しております、国もそういったことは訴えかけておって、その関係で補助金も出しているところです。今回、文部科学省の補助金を取得してDS学部の再編もし、施設も改修整備をしまして受入れを進めているところでございますので、ニーズはあると思っておりますが、しかし、DS学部は相当いろんな大学で立ちましたので、我々としては、しっかりとDS学部の横浜市立大学の売りを確立させて、ポリシーを分かっていただいて、それを入試広報としてあらゆる手段で伝えて学生の確保に努めていきたいと考えております。
- **田中ゆき委員** ありがとうございます。ぜひ進めていただいて、横浜市の市立大のデータサイエンス学部が、全国に名だたる学部になるようにしていただきたいと思います。

次に、法人経営のところで、どこの大学もどこの施設もそうだと思うのですけれども、C評価になってい

て、まずこれって、赤字の主な理由って何なんでしょうか。

- **近野横浜市立大学理事長** 御質問ありがとうございます。今回15億円、経常収支が赤字ということなのですが、昨年度より6億円、経営の改善はなっているのですが、それでも2年連続の経常赤字ということで、評価委員会からも御指摘をいただいているところです。

その赤字の要因なのですけれども、まず大学部門におきましては、物価の高騰ですとか人件費の高騰、そういうところが、大学部門の収入としましては、授業料と市からの運営交付金が主なものになりますので、物価の高騰に合わせて上げていくというのは、なかなか難しいものでございますので、そういうものが物価の高騰等に対応し切れずに、改善を進めてはおりますが、大学部門が2億円の赤字になったというところでございます。

病院部門につきましては、かなり昨年よりは、収支改善にはなっておりますけれども、この収支改善につきましては、病院の稼働率を相当上げております。病床の稼働率ですか、入院件数ですか、そういうたつ努力によりまして相当稼働というものは上げているのですけれども、一方で、医薬品等の高騰ですとか人件費の高騰について、診療報酬のほうが追いついていないという構造的な課題がありまして、全国でも多くの病院が赤字になっているという状況の中で、本学の2病院につきましても赤字になっているという状況でございます。

- **田中ゆき委員** 詳しく御説明いただきありがとうございました。この報告書等にも外部資金のさらなる獲得というのがすごく文字として何回も出てきていて、その外部資金の中には研究費の獲得もあると思うのですけれども、今のこの赤字の状態で、例えば研究費について、十分な研究費が確保できないから研究が進められない状況があるのか、それとも研究費にたくさん投入というか、研究してくださいという感じで資金を、ちゃんと研究費を渡しているから研究が進められているのか、どちらの状況が多いのか、教えていただきたいと思います。

- **近野横浜市立大学理事長** 研究費につきましては、大学としては、それぞれの教員の方に基礎研究費というものは、お渡しをしております。ただ、その額については、基本的には30万円という額になっておりまして、それに合わせて少し20万円プラスできる要因があるのですけれども、その基礎研究費はありますけれども、それで十分研究ができるというものではございませんので、当然それぞれの教員が、外部の資金を獲得しながら研究を進めるというのが基本的な研究の進め方になります。そこでしっかりと研究費を取っていただいて、より研究を進めていただくという中で、その外部から頂いた研究費の一部につきましては、大学の間接経費に回っていく部分もありますので、そこをしっかりと確保していただくことによって、大学の運営にも少しプラスになるということがございますので、多くの先生に外部研究費を取って研究を進めていただきたいというのが大学としての考え方でございます。

- **田中ゆき委員** ありがとうございます。30万円とプラス20万円では、アンケート調査をするぐらいでとか、研究の組み立てぐらいでなくなってしまうと思うので、先生たちがすごく御尽力くださって科研費を取ったりされているんだと思います。できれば研究支援もできるくらい経営がよくなればいいなと思いました。

2つ目、もう一つ、赤字を解消するために寄附をすごく目標にしていて、今回5億円で進捗率25%ってなっているのですが、法人の特徴を生かした大型寄附とか継続寄附を教職員一丸となって目指すとか、あとは理事長や学長等、個人や企業からの寄附などで募る専門的なファンドレーバーが先頭に立って、いろんな涉外活動をしているということなのですが、私、ここは勉強不足で分からぬのですけれども、大学という

か法人が大型寄附とかって、どのような形で寄附を獲得できているのかとか、ほかのところの寄附をしてくださる方たちも、今この経済が低迷している大変な状況の中で、これからまた進捗率100%を目指してどのように寄附を獲得していくのか、教えていただきたいと思います。

- **近野横浜市立大学理事長** これまでの傾向といいますか、これまでの実績からいいますと、大方、寄附を頂いている方というのは本学の卒業生の方、本学は商学部などがかなりメインでありますので、その商学部出身の方が結構企業のトップに立たれていますとか、そういった方から御寄附を頂いたりですとか、あとは病院の関係で、病院にお世話になったというお礼の気持ちを御寄附という形で頂いている方も多くいらっしゃいます。そういった傾向も、本学の特徴を生かしながら、そういった卒業生を学長や私が直接訪問してお話をさせていただいたりですとか、病院関係の方にそういった寄附のお願いをしたりとか、そういうことを進めています。
- **田中ゆき委員** ありがとうございます。本当に地道な集め方なんだなというのが分かりました。引き続き御尽力いただきたいと思います。

あと、最後に1点なのですから、地域貢献について、地域医療の貢献と地域貢献、両方とも書いてあるのですけれども、今でも例えば医学部が人気で結構医師が潤沢にはいる中で、直接、美容外科に進むなどして、例えば小児科とか産科とか、外科医もなかなか人気が、人気というか選ばれなくなってきた、この横浜市の中でも医師の偏在化というのが進んでいると思うのです。また、看護師についても、横浜はほかに比べていいのかもしれないのですけれども、中規模病院ぐらいになると看護師の人材不足というのが出てきている中で、何とか横浜市立大学の医学部の中で地域特定枠みたいなものを設けて、できるだけ地域医療、横浜市の医療を支える人材を確保できないかということで質問させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

- **松井横浜市立大学事務局長** 医師を育成していく部分と、育成された医師を派遣というか横浜市域に出していく、2つあると思うのですけれども、医師の育成に関しては、数字はしっかりと受け止めていますけれども、医学部の定員を、今、特別に認めてもらって、医師の偏在を解消するための枠というのを神奈川県と調整の上で設けておりまして、現在、すみません、数はあれですけれども、今までの定員よりかは上積みをして育成をして、医師を輩出しております。そういう取組をしております。

それから、免許を持った医師を派遣していくことに関しては、横浜市立大学は、相当、医局といいますか医師をしっかりと集めて、横浜市域、神奈川県下に送っていて、その規模は、全国で東日本だと1位だというふうに聞いております。そういうところは、まずできているのかなと思いますが、ただ、おっしゃるように、診療科の偏在ですかそういうところは、人気、不人気という言葉で私も聞いています。

ですので例えば医学部、病院それぞれの中で時流に合った治療をすることによって医師の卵を集めてくるですか、または、病院と医学部でかなり研究も進むものですから、よりよい研究、社会実装につながるような研究をして、プレゼンスを高めて、横浜市立大学で働きたい、研究をしたいと思ってもらって、研修医の時期ですか専攻医の時期を選んでいただくということをやりながら、そこで育成された医師を地域に返していくことができればいいなと思っておりまして、病院と医学部の魅力を高めるということもすごく重要なことですので、取り組んでいきたいと思っております。

- **田中ゆき委員** ありがとうございます。本当に私が思うのは、横浜市の大学、市立大学に医学部があるということはすごく大きいことで、例えばほかの自治医科大学さんとか、究極は、防衛医科大学校さんとかは、

そこで養成されたら何年間は特定の場所で従事しなければならないというルールを設けたりとか、あと、看護師の世界でいえば、看護専門学校のときに奨学金を病院からもらったら、その病院に少なくとも3年間は勤務するとか、そういう形で確保している事例もあるので、今後、御検討いただければすけれども、例えば医学部とかでも少し授業料の減免とか、看護学部においても授業料の減免とかをした上で、できればその分、何年間かは横浜市で勤めていただけるようなシステムみたいなのもこれから検討していったほうが、医師の偏在化もそうですし、看護師も、だんだん看護学部とともに頭打ちになってきて、看護師人気も上がるかどうか、下がってくるかもしれない中で、何か横浜市立大学の特色を生かした医療人材の確保に努めていただきたいなって思っていますので、御検討をお願いします。

- 川口広委員長 ほかにいかがでしょうか。
- 黒川勝委員 ありがとうございます。地域貢献についてですけれども、私も地元が金沢区なものですから、並木の団地再生の課題だったりですとか、地域の企業の皆さんと連携を図ったりとかいろいろやってくださっていると思うのですけれども、そういう中でこういう地域貢献の、例えば先生のゼミなんかで成功事例というか、そういう形で今取り組んでいるみたいな、そういう地域社会とのつながりの中での貢献活動というのを少し挙げていただけるとありがたいのですが。
- 松井横浜市立大学事務局長 黒川委員の地元の話になりますけれども、1つ事例を申しますと、平成25年に文部科学省の補助金を受けまして、地（知）の拠点整備事業ということで、並木地区に金沢シーサイドタウンの活性化に向けた研究ですか、そういう調査を開始いたしました。

その後、本学の中西教授が入り込みまして、企業を相当集めて、一緒に議論をしながら地域課題をあぶり出して、そこに対して企業と共に解決していくというような取組が進みまして、これが一般社団法人金沢シーサイドあしたタウンということで、令和3年になりますけれども、法人化して動きを活性化した这样一个でございます。

その後、その活動については、横浜市の親と子のつどいの広場事業の選定を受けたりとかということで、課題に沿った活動にシフトしていく、現在、名称を並木ラボからあしたタウンラボに変更して活動を継続している这样一个でございます。そこにおかれましては、地域の企業の方が多く入っておりますけれども、コーディネーターの役割として本学の商学部、国際教養学部の教員が参加させていただいております。

- 黒川勝委員 ありがとうございます。中西先生は非常に熱心に取り組んでくださっていて、僕もお付き合いさせていただいているのですけれども、いろいろと取り組んでくださって、課題を抽出するとか課題を見つけるみたいな、そういうところまではうまくいっているような気がするのですけれども、解決する这样一个になってくると、行政の予算だったり、区役所から多少予算が出たりなんていうようなことも幾つかあるって聞いていますけれども、そういう部分で課題解決みたいな部分での問題提起まではしてくれるんだけれども、課題を解決するところまで進むためには、もう少しブレーカスルーが必要なんじゃないかなみたいな感じがするのですけれども。

その辺りで、大学の役割として、今のお話したようなところで役割は終わりなのか、それとも、そこから先まで大学として踏み込んでいくべきなのか、その辺り、少し考え方があれば教えていただけますか。

- 松井横浜市立大学事務局長 課題感としては、御指摘のとおりかなというところは認識しております。本学としても、地域貢献として地域の課題を調査分析して、そこに対してドキュメント的なものでお返しする这样一个まではできていますけれども、その課題の解決のアクションのところまで、その財源をどうし

ていこうかというところまでが、少し苦手なのではないかというような御意見を多々伺っているところです。

組織の話になりますが、現在、本学については、地域貢献センターというところがそういった地域課題を受け止めて、本学の教員とのマッチングをしておりますけれども、なかなかそういうところで、貢献で止まってしまっては課題の解決まで至らないだろうという観点から、来年度から組織を改めまして、仮称でございます社会連携センターという名前でシーズとニーズのマッチングですとか、産官学連携のノウハウをそこに組み入れながら解決まで一緒に伴走ができるような仕組みづくりを今しているところです。研究でいいますと、共同研究、受託研究ということで産官学連携というのは一部進んでおりますけれども、地域貢献の枠組みに入りますと、なかなかゴールにたどり着かないというところがあります。研究で使われているノウハウをその仮称の社会連携センターに移植をして、末永く地域の課題が解決できるように取組ができるよう、そういう機能拡充を図ってまいりたいと思っております。

- 黒川勝委員 そういう部分で、行政、横浜市だったりとか、国とか県なんかもあるんだと思うのですけれども、そういうところで出している、あと企業なんかも含めて、そういう地域貢献活動なんかに対する補助金とか助成制度とかって、結構、最近、特に企業なんかも増えていると思うのですけれども、そういうようなものを活用して、そういう課題解決に向けて予算を取っていこうみたいな、そういうことって考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

- 松井横浜市立大学事務局長 2つございまして、社会連携センターを運営するためのコストがかかりますし、資金があれば充実ができますので、そういったことは、国の補助金もございますので、申請にトライはしているところでございます。残念ながら採択に至らないようなものもございますが、繰り返しそこは、社会連携センターの機能の充実のためにチャレンジしていきたいと思います。

もう一つは、課題を解決するにも資金が必要になってきます。研究とほぼ同じような枠組みかなと思いまして、その資金の確保も一つのノウハウとして確立していく必要があるかなと思います。様々なところで資金供与していますので、それをデータベース化するとか、企業の問題意識どうまく接続することによって企業からも資金を提供していただけるようなところがございますので、そこもノウハウ化をして、社会連携センターの機能の一部として使っていって、委員御指摘の課題を解決できればと思っております。

- 黒川勝委員 その辺、とても僕は重要だと思いますし、法人経営がCになっちゃっているという部分の評価にも多少関わりがあるのかなとも思うのですけれども、例えばそういう企業との連携みたいな部分で、いろんな大学ありますけれども寄附講座みたいなものというのは、横浜市立大学って結構あるのですか。充実しているのですか。

- 松井横浜市立大学事務局長 すみません。事例が今ありませんけれども、PBLといいまして、プロブレム・ベースド・ラーニングって、教授が地域企業の課題を一つ持つて、それに学生ですか研究者を充てて一緒になって課題を解決していく、それが社会の課題の解決にもつながりますし教育にもつながるというような、そういう仕組みがございますけれども、その点は、企業との交渉の上にはなりますけれども、寄附講座という設定で資金を頂けないかということもやり取りをしていまして、実際に寄附講座として成立したケースがあるというふうに報告を受けています。

- 黒川勝委員 ぜひそういうところにも力を入れてもらいたいなと思いますのと、あと、オープンイノベーションの推進のところで、文部科学省と地域中核・特色ある研究大学強化推進事業ということで、これもいろんな大学とのネットワークの中で、横浜市立大学が中心となってやっていこうというような事業だと思う

のですけれども、この事業は文部科学省からお金が出ているとか、あるいは、どこかしらからそういう資金を調達してきてやっているとか、そういう形になっているのかどうなのか、少し教えていただけますか。

- **松井横浜市立大学事務局長** 実際の資金を横浜市立大学に供与してプロジェクトマネジメントしていく団体は別にあるのですけれども、国家予算でございまして、文部科学省がその源になっております。本学は5年間で55億円という金額を採択しまして、今年が初年度ですけれども、受託を受けて研究環境の向上に努めているところでございます。
- **黒川勝委員** ぜひそういうお金を引っ張ってくるというようなことも大事だと思いますし、この55億円が法人経営に寄与するというものでもないとは思うのですけれども、しっかりとこういうお金を引っ張ってきて、それを研究開発だったりですとか大学の価値を上げていくというようなことにつながるように、また努力していただければと思います。よろしくお願ひします。
- **川口広委員長** ほか、いかがでしょうか。
- **福地茂委員** 御説明ありがとうございます。この評価結果についてというか、書きぶりの話なのかなと思うのですが、僕は民間企業で18年勤務していますので、大分、公の事業と違うのかなとも思うのですが、医療の質の評価が高くて、イノベーションもされていて、教育も充実していて、政策的医療の推進も全部AとかSとかで、経営がよくないのですというのは、民間企業だとあり得なくて、さっき田中委員が聞かないとその理由が書いていない。今度、聞いてみたら物価が高くなりましたとか、人件費が上がりましたとか、医薬品が高騰してきましたとか、いや、集客じゃないのって。普通の民間企業だったらマーケティング不足なんじやないですか。要は、こんなに質の高い医療なのですというのをPRできていないんじゃないですか。あるいは、そういう患者さんを適切な医療につなげられないんじゃないですかとかという振り返りがあるのが普通なんじやないかなと思うのですが、こういうものなんでしょうか。
- **松井横浜市立大学事務局長** 評価結果については、私どもが書いているものではありませんけれども、法人評価委員会の議論の中でもその議論はございまして、幾つかの評価項目が分かれている中で、結果的に、病院にフォーカスいたしますと、病院の経営は赤字でしょう。赤字の状況の中でプラスの評価をするのかというのは、赤字である中でほかの質的評価項目についてプラスにするのかというのを、議論として存在はしています。ここは推測ですけれども、細分化した評価項目の中でめり張りをつけて、よきところについてはプラスの評価をいただいたのかなと思っております。
ただ、一方、実は、私どもの実績報告書に対しても、病院のところではありませんけれども、取組項目が分からず、取組の成果が分からずということは言われておりますので、来年以降、そういった点を修正して、しっかりと法人評価委員会の皆様に議論していただけるようにしていきたいと思っております。
- **福地茂委員** ありがとうございます。では、何でここに寄附金額だけ書かれているのですか。寄附金の目標がこうだったけれどもこれだけ足らなかったですというのだけここに書いてあって、患者さんが前年比にこれだけ少なかったですとか、生徒さんがこれだけ減りましたとか、あるいは、試験を受けてくれる人がこれだけ減りましたとかそういうのがなくて、何でここに寄附だけ書かれているのでしょうか。
その理由もよく分かんないですけれども、書きぶりの質問になるかもしれない。じゃあ何で寄附金だけ書いたのですか。
- **松井横浜市立大学事務局長** 委員、よろしければ、そのページを御指摘いただければ。

- 福地茂委員 すみません。3ページの法人経営の黒丸になっている一番下、寄附獲得額目標って書いていませんか。すみません。僕が見ているのが違うのかな。
- 松井横浜市立大学事務局長 3ページ、IVの2の不断の経営のところの寄附獲得額でございますけれども、年度計画が細目でございまして、その年度計画を立てたものに対して結果はこうであったというような書きぶりになっております。
- 福地茂委員 分かりました。その年度計画っていっぱいあると思うのですけれども、どうして寄附金だけここに書いたのですかという趣旨で聞いているのですが。
- 松井横浜市立大学事務局長 今回ここの評価についてはCというか、寄附についてはしっかりと取れていなかったということがございますので、そこを拾い上げて、寄附については目標を達成しなかったという前提でここに書かせていただいております。
- 福地茂委員 ほかに目標を達成できなかつたことはないですか。
- 松井横浜市立大学事務局長 各項目ごとに達成しなかつたものについては、列挙させていただいて書かせていただいております。
- 福地茂委員 それはどこにあるのですか。
- 松井横浜市立大学事務局長 大変恐縮です。委員のお手元にお配りされているものの中には、すみません、評価がCのものの一覧は行っていない様子ですので、総務局と調整の上、我々としては作成しておりますので、それについて御提供できるようであれば提供していきたいと思っております。
- 福地茂委員 それは怠慢ですか。
- 松井横浜市立大学事務局長 そう受け止められても仕方ないと思いますので、よく考えて対応していくたいと思います。
- 福地茂委員 頑張ってください。
- 松井横浜市立大学事務局長 ありがとうございます。今、御指摘いただいた、しっかりと評価について分かるようなものを手元にして、それをもってここの議論があるべきだというふうに御指摘があったと思いますので、怠慢と言わぬないようにしっかりと対応していきたいと思います。ありがとうございます。
- 川口広委員長 いかがでしょうか。
- 大野トモイ委員 ありがとうございます。P 3の3です。委員が持っている資料のほうです。政策的医療への貢献のうち、評価への根拠ともなっていると思いますが、不妊治療への取組についてお伺いしたいのですけれども、不妊に悩むカップルの半数近くは、女性だけではなく男性にも原因があるというWHOの調査結果もありますけれども、その中で男性の目標が205件、女性の目標が195件というのは、これはどういうふうにその数値目標を設定されたんでしょうか。
- 松井横浜市立大学事務局長 恐らくのところもありますけれども、男性と女性で主に診る診療科が異なりますので、まずキャパシティーを確認させていただいて、その上で目標設定をさせていただいたと理解しております。
- 大野トモイ委員 ありがとうございます。予想外の答弁だったのであれですが、キャパで205と195と決めたなんだけれども、結果としては、男性のほうは205に対して209、女性は195に対して260なので、じゃあ女性のキャパは大丈夫だったのかという素朴な疑問なのですけれども、まずそこをいいですか。
- 松井横浜市立大学事務局長 男性については少し上積みがありましたけれども、キャパシティーのとおり

かなと思いますけれども、これは、恐らく昨今の不妊治療のニーズに対応して、来るものはしっかりと受けているという観点から、例えば手術室についても、ここは生殖医療センターといいますけれども、センターでやるのか、ほかのところを使うのか、またベッドはどうしていくのかということの調整が入ります。

その調整の上で、しっかりとニーズを受け止めて上積みがあったと理解しておりますので、かなり推測もありますけれども、ふだん病院の経営状況を鑑みますと、そういうことかなと理解しております。

- **大野トモイ委員** ありがとうございます。生殖医療センターのホームページを拝見しましたけれども、女性もだけれども男性もかなり充実をしていて、それはしっかりと広めていただきたいなという思いもありつつ、この数字は、治療数とあるので治療を受けた数だと思うのですけれども、医療ですのでアウトカムが大事といいますか、妊娠に至った件数的なところでの何か、どういうふうになっているのかとか、それは、目標に設定しないのはなぜかみたいなところは、何かお考えがありますか。
- **松井横浜市立大学事務局長** 委員御指摘の視点は、しっかりと考えていかなきやいけないと思いますけれども、今、不妊治療を、男性と女性合わせてしっかりとやっていこう、それをセンター化して多くの方を受け入れていこうということでスタートしておりますけれども、そういった観点だと、治療数をしっかりと確保していくというところを、今、頑張ってやっているところでございますが、そこについては、目標達成しているので一つの役割を果たしていると思いますけれども、その後の結果がどうであったのかというのは、少し状況も把握しながらそれが目標設定になじむのか、それが患者さんに対してどう映るのかというのは少し考えてみて、学内で検討を進めたいと思います。
- **大野トモイ委員** 林市長から山中市長になられて、アウトプットではなくアウトカムを見ろということはすごく言われるようになってきていて、いろいろな計画、目標の設定の仕方も変わってきてているなという実感がある中で、御経験のある方がどのぐらいここにいらっしゃるか分からなければ、不妊治療って期限がありますから、特に女性にとっては、どの病院を選ぶかというのは、結果を見るということは、それは明らかだと思うのです。だからやはりそれは、政策的医療への貢献、たくさん受けるということは大事なんだけれども、結果に対する意識ということも守ってほしいなということは思っています。

それと、さっき言っていた女性だけではなく男性にも原因があるということは、意外と知られていないという実感があります。これをもっといろんな人に知ってほしいなという思いがありますけれども、それをどちらに求めるのかというところもある中で、であれば少なくとも、男性も治療に取り組みやすい環境を整えるというか、ここに来ればほかでは得られない男性の治療がもっと受けられますよという広報とか啓発とかでもって、これだけ結果が出ましたみたいなところも、ぜひ取り組んでいただきたいなと思うのですけれども、お考えがありましたらお聞かせください。

- **松井横浜市立大学事務局長** 御指摘ありがとうございます。その点は、生殖医療センターのミッションとして当然ある話でございますので、様々なチャネルで男性についてもというところについては発信していくたいと思いますし、センター病院の生殖医療センターは、神奈川県唯一、男性と女性が一緒に治療できる環境でございますので、その点は、そういう訴求性が非常に高いかなと思いますので、我々のメリットを生かして社会の意識も変えていくとよろしいのかなと思いますので、御指摘ありがとうございます。
- **川口広委員長** いかがでしょうか。
- **行田朝仁委員** すみません。先ほどから出ている法人経営のところで1点だけ確認したいのですけれども、先生方が研究費を外から獲得してくると、もうおっしゃるとおりでそのとおりなのですけれども、これは結

構もう、全国的って言い方がどうかはあれなのですけれども、獲得競争なのですよね。そうした中で、先生方が頑張ってくださるのももちろんそうなのですけれども、大学としてそうした先生方への支援体制というか、調査であったり、あと、ほかとの比較をして、さらに市立大学としてはここを強化しようとか、そういう議論とか、こういう指摘を受ける中で、改善という中で、先生方に頑張ってこいというだけじゃなくて、大学側として自らを他と比較してこうしなきゃいけないんじやないかとか、そういう議論というのは、ちゃんとやっていらっしゃるのですか。

- **松井横浜市立大学事務局長** 研究を推進していく場合に、教員だけ、研究者だけではやり切れないというのはおっしゃるとおりでして、大学として支援体制をしっかりと確保していくということが求められています。社会のトレンドとしてあるようとして、今回J－PEAKSという、先ほど来、お話しになっている補助金が取れましたけれども、その中でもしっかりと研究環境を整えなさい、研究支援人材、研究戦略マネジメント人材といってURAなどと呼びますけれども、研究の企画をしたりコーディネートをしたりとか、文書を作成したりとか、そういった研究者と伴走しながら研究がしっかりと取れるようにしていくというような人材がありますけれども、その人材を組織としてしっかりと育成して、システムとして整えなさいというふうに言われています。現在、そのJ－PEAKSの中で12のワーキングを動かしてございますけれども、その一つとしてURA、研究戦略マネジメント人材の確保・推進をテーマとして掲げまして取り組んでいるところでございます。
- **行田朝仁委員** その辺、また頑張っていただきたいと思うのですけれども、私の知る限りで、間違っているかもしれないし、時間がたっているものもあるのですけれども、以前、これは、実は、総合審査とかでも取り上げたことがあって、先生方からも横浜市立大学の体制が足りないのだよねということを結構聞いていたのです。それで取り上げて、そのまま改善しますということで頑張っていただいていると思っているのですけれども、結果、こういう数字が出てくると、自ら省みるとどうか、まだ足りないのだなというふうにも思ったりしますので、まさに取りに行っている先生方がしっかりと取れるように、サポートを強化していただきたいと要望しておきたいと思います。
- **みわ智恵美委員** ありがとうございました。頂いた資料で評価結果とか、それから実績報告書なども持ってきておりますので、先ほど説明がありました評価結果のもう少し書いてあるほうで伺いたいと思うのですけれども、こちらの5ページの教育というところで、A評価、2番の5学部6研究会における教育の充実というところで評価をされています。そういう中で、先ほど説明いただいたように学生の確保が難しい、そしてまた理系人材の不足が懸念というところで、横浜市立大学として魅力的な学校ということをいえば、本当に大変な物価高とか、学生さんたちも奨学金を借りて、卒業したときに平均350万ぐらい借金を抱えて社会に出るということも本当に課題として出されていて、横浜市立大学として学費負担の軽減というような魅力、そういう点では、この学生確保について取組があるのかどうか伺います。
- **松井横浜市立大学事務局長** 学費の軽減については、横浜市内から入学される方については、入学金を一部免除してございます。それから授業料につきましても、様々なチャンネルから奨学金が出ておりますので、それをしっかりと学生に伝えるということをしております。本学の特徴としては、中規模大学ですので、非常に教員と学生の距離が近い、学務と学生の距離が近いところがありますので、きめ細かく学生の状況を把握しながら適時適切な支援ですとか奨学金の紹介もしておりますし、奨学金の申請がかなり難しいというところを聞いております。複雑でありますし、多数の資料も書かなければいけないというところを聞いていま

すので、そういったところに学務担当が寄り添って、きちんとした書類がつくれるように支援をしているところでございます。

- **みわ智恵美委員** 東京などでは学費そのものを免除という、財政をもってして大胆な取組もされている中の競争なので、本当に大変だというふうには思います。その点については、横浜市からの大きな支援がなければ厳しいところだと思いますので、市に直接私たちとしても求めていきたいと思っております。そうすると、今、大変、先生と学生たちの距離が近いというお話があったのですけれども、一般的な大学入学後の途中での退学、そういう離脱してしまうという率でいうと、横浜市立大学は低いというか、その辺について胸を張れるようなところがあるかどうか伺います。
- **松井横浜市立大学事務局長** 今、手元で数字が出るかどうか確認しておりますけれども、●的な話になりますが、教員の会議に私も参画していますけれども、出席が芳しくない生徒ですか、あとは理由があつて退学をしたいというような申出があった生徒、経済状況が変わった生徒については、副次的に支援につなげるようにしています。健康面であれば保健管理センターがありますし、金銭面であれば先ほどの様々な奨学金がありますので、そういうことにつなげるほか、比較的、教員が寄り添って学生の悩み事に対応しているというようなケースも見受けられますので、すみません、数字的なものは手元に来ない様子ですけれども、取組としては、かなりきめ細かくやれているというふうに自負をしております。

6年度の数字になって大変恐縮です。他学との比較はできないので大変申し訳ないですけれども、例えば学部でいいますと、6年度、年度中の退学については40ということになりますので、単年度の数字でございますけれども御承知おきいただければと思います。

- **みわ智恵美委員** 受験勉強もして入って、それで、その定数で大学教員も教室の割合も準備されているわけですよね。ですので、本当に途中で学生たちが離脱しないような取組は、今、丁寧にしていますよということだったのですけれども、そこは、改めての支援が必要ではないかなという課題を持っています。本当に学生たちお一人お一人が抱えている問題はあると思いますので、今、御説明いただきました精神面での支え、それから経済的な問題とか生活そのものの支えについても、先生がということだったのですけれども、心理療法士さんとかそういうカウンセラーの相談のシステムというか、それはどのぐらい、毎日相談ができるとか、1週間に1回開設されているとか、その辺りはどうですか。

- **松井横浜市立大学事務局長** 本学は保健管理センターが常設されておりまして、保健師の課長が常にいる状況です。その配下に専門職も、様々な社会福祉系ですか精神系ですかの職員もおりまして、来た学生が、その場で対応ができないということはないようにしておりますので、その点は御安心いただければなと思います。

- **みわ智恵美委員** じゃあスクールソーシャルワーカーは、今、公立のところにあれですけれども、大学にもそういう社会福祉関係の対応ができる方も配置されているということでいいですか。

- **松井横浜市立大学事務局長** 複数職種を配置しております。

- **みわ智恵美委員** 分かりました。せっかく大変な中で入学して、そして、大学としても人材確保に取り組んでいらっしゃるということですので、本当に若い皆さんが離脱しないで最後まで学んでいけるように支えていただきたいと思います。

それについては、6ページのところに丁寧な対応が期待されるということで、時代に即した学習環境は、さっきのところでいうと、獲得はAなんだけれども、これは普通にできているというのが、できていないの

がBじゃなくて、できて普通はBということで、さらなる充実が期待される点ということで書かれておりまして、この点で経済的な要因による学習からの離脱を最小限にということ、先ほど40人、単科大学の学校としては多いかなと感じたのですけれども、ここについての経済的な要因について、改めて具体的にはどういう対応がされているのか伺います。

- **松井横浜市立大学事務局長**　ここで食の支援というのが書いてありますので、少し食の支援を御紹介していただきますと、本学については大きく年3回、生活困窮ということを訴える学生さんの登録を受けまして、お米のほか多くの食べ物、それから電池ですとか生理用品ですとかそういうものを提供しています。そのほかフードロスの観点から様々な企業とコミュニケーションを取ってございまして、ロス品があるというようになった場合には、まとまった場合には、イベントとして学生に呼びかけて提供したりとか、まとまらないときには、学生担当のカウンターのところに置いておいて入手していただくというようなことをしております。一側面で、食の支援のことで大変恐縮ですけれども、そういうことも、本学としては必要だという観点で企画をしておりますので、学生に向き合った対応を我々はできているのかなと思っております。

- **みわ智恵美委員**　分かりました。しっかりと取り組んでいただきたいと、今は食の支援のお話だけでしたけれども、しっかりと生活面でも支えていただくような支援をお願いしたいと思います。

それから、11ページのところに、先ほども出した政策的医療への貢献、地域医療の推進ということで書かれて、取組としてはAという評価に書かれているのですが、ここの中で、今、なかなか新しい医療の課題ということで、難病などは、本当に日常的に患者さんと対応しながらだと思うのですけれども、コロナの後遺症とか、それからワクチン接種の後遺症など、本当にどこにかかるといつかからないという相談を私たちもよく聞きます。

本当に東京まで行かなきゃ先生がおられないとかで、そのことによって、例えば仕事をしていると、その診断ができなくて労災の認定だったり傷病手当とかにしても難しいというふうにも聞いたりしているのですけれども、そういう今の新しい全員が受けたワクチンとか、それで、私もコロナに2回かかりましたけれども、誰でもが今かかるようなそういうものの、ただ、それが後遺症として出たときに物すごく深刻で、診てもらえるお医者さんが少ないとかがあるのですけれども、こういうことに対しての政策的な医療というのは、先ほど妊娠、不妊の問題とかを言われたのですけれども、こういう新たな医療的な課題への取組というのは、市立大学としてはあるのでしょうか。

- **松井横浜市立大学事務局長**　大学病院でありますし、医学部も持つて研究もしておりますので、新しい知見というのは、生み出す土壤がございます。そうしたことでの、それが市民の皆様に御有用ということであれば、それは発信していくかなければいけないと思っております。

現在でも各病院の中で各地域のクリニックを回りながら、患者さんを送っていただくという観点もあるのですけれども、コミュニケーションを取っておりまして、そういう中でこういった症例については、ぜひうちの病院に搬送してくださいというようなことを言ったりとか、あとは、力を入れて取り組んでいく症例に関しては、勉強会などを専門家向けに開催して、治療での理解を深めていただいて、それも、すみません、患者さんを集めしていくということにつながるものでやっているものでございますけれども、そういう取組をしておりますので、そういうチャンネルでお困り事に対して訴えかけることができると思いますので、少し病院とコミュニケーション取りながら、今、御指摘のことについて対応できるかどうか、考えていきたいと思っております。

- **みわ智恵美委員** 本当によろしくお願ひしたいと思います。御相談があるのですけれども、どこにというのが本当に解決点を見いだせない点もありますし、それで、課題としても広く潜伏している状態もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- それと、15ページのところに環境への配慮や交流を意識したキャンパスづくりがあります。私たちもいろいろ学生さんたちの声などから体育館の空調の問題だったり、それから、部活をされているそういう建物のあまりに老朽化で危険だとかいう話とかがあって、ここにも法人の収支状況を踏まえた計画的な修繕や取替え更新の取組が求められるというふうに書かれておりますけれども、具体的には、どういう点について着目してここに課題として挙げられているのか、伺います。
- **松井横浜市立大学事務局長** 課題として挙げられたというよりかは、我々の課題認識なのですけれども、多くの建物がかなり年数がたっておりまして、9割が30年以上というようなそういうデータも受けています。ですので本当に計画的にやっていかないと、体育館だけではなくて維持継続ができない状況にあります。そういう観点から、今も修繕はしっかりと、財源の範囲内ですけれども、やっておりますけれども、次期中期に向けて、それを本当に計画的にやっていかないとまずい状況でありますので、次期中期期間でどれだけのコストをかけて、どういう順番で何を修繕していくのかというのは、計画として立てていこうと思っておりまして、そういう我々の思いがこういう評価につながっていったと理解しております。取組としても、次期中期に向けてしっかりと対応していきたいと思っております。
- **みわ智恵美委員** 先ほどの学生をしっかりと確保するという点でも魅力的なキャンパスといいますか、なかなか私立大学のように山盛りの受験費用だったり入学金だと大きな改善をしていくというのは、単科の小さい大学でもあるので難しいところはあると思いますけれども、でも、横浜市という自治体が持っている、そして、いろんな政策医療にも取り組んでいるところが魅力的なキャンパスを形成していくというのは、重要なことだと思います。大学の法人の収支状況を踏まえたということになると、なかなか厳しいところがあるんじゃないかなと思うのですけれども、その辺については、総務局長、横浜市の大学としてどういうふうに支えていくというようなお考えがあるのか伺いたいと思うのですが。
- **吉川総務局長** 施設整備ということに関していえば、老朽化した建物の建て替えだとかというところについては、運営交付金とはまた別に、横浜市のほうから資金もお出ししているという状況もございますので、そうした中で、より魅力的なキャンパスづくりだとかということについては、引き続き市立大学と共に我々のほうも連携しながら対応していきたいと考えています。
- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。この間、入学式にお呼びいただいた、体育館の上からキャンパス全体を、背景に山もありますし、すごく緑豊かな、そして交通の便もいい素敵な場所に、本当に子供たちが学べるなということは、改めて思いましたけれども、そういうキャンパスの中の整備というか、内容も魅力的ですけれども、キャンパスとしても魅力的なということを、ぜひ横浜市も支えていただき、応援していただきたいと思います。
- **川口広委員長** ほか、いかがでしょうか。
- **福地茂委員** 先ほど質疑の中で、私も気持ちが高ぶったので一旦やめたのですが、先ほどの法人経営についてまず改めてお伺いしたいのは、その赤字の状況というのは普通なんだという認識なのでしょうか。
- **近野横浜市立大学理事長** ありがとうございます。委員も御指摘いただいたようにマーケティングが足りないというお話をもありまして、そういうところで広報力、PRが足りていないというのは御指摘のとおり

だと思っているのですが、今回のこの赤字の要因、中身を見ていく中で、例えば学生が集まっていないとか病院の稼働が落ちているとかそういったことではなくて、学生数はしっかりと競争率が高まる中で確保できておりますし、病院についても、救急の応需率についても病床の稼働率についても上がっているという状況の中で、それでも赤字になっているという状況にあります。

この要因を見る中には、物価高とか人件費に対して対応し切れていないということで、もっとコストを下げていかなくちゃいけないというのが大きな課題だと思っております。ですので、我々としては、もう少し大学全体をスリム化しながら、こういった物価高の時代にあっても経営をしていけるような体制づくりをしていかなくちゃいけないというのが大きな課題であると考えております。

- **福地茂委員** 今の御意見を、これをやった後に、私はこの常任委員会が初めてなので分かんないのですが、その後に常任委員会で、これが、こういう報告が評価結果だったのでこういうふうにしますという会が設けられる予定だったのですか。御答弁は誰でも。
- **吉川総務局長** 今年度のこの常任委員会の中でということをいえば、予定はしておりません。年に1回、こういう形で、法人評価委員会という形で、横浜市の審議会からこういう御指摘をいただきましたということを、市会の皆様に御報告をさせていただいているという状況でございますが、毎年度毎年度、こういう形で法人評価委員会をいただいているので、その評価結果に基づいて市立大学がこの先、またこの1年間、取り組んでいくことについて、また来年度の法人評価委員会の中で、その取組も含めてきちんと御評価をいただいて、またその評価結果が出てくるというサイクルで回しておりますので、そういう意味で申し上げますと、来年度の第3回定例会の中でこの評価結果をお伝えする中で、この1年間、ここで御指摘いただいたこと、また、市会の皆様から御指摘いただいたことについて、取組を市立大学としてはしっかりと進めていくということで。
- **福地茂委員** 来年、またこの程度のものが来るということですね。
- **吉川総務局長** その点につきましては、我々のほうでも、今、委員からも御指摘をいただきましたので、法人の評価委員会の資料のお出しの仕方、また、この常任委員会での御報告の仕方ということにつきましても、改めて、今日の御指摘を踏まえて、我々のほうでまたしっかりと精査をさせていただいた上で、来年度の報告を考えたいと思います。
- **福地茂委員** 努力とかというよりも、予算が足らないよって言われているだけみたいな資料に受け取れるのですよね。全部いいのです、だけれどもお金が足りないのですという資料を見せられて、それをさっと説明されて、今回はこれで終わりなわけですよね。それでいいのかなと思うので、やはり怠慢なんじゃないかって思ってしまいました。

それで、ただし、私からも応援したいのは、あした議論する予定なのですが、私は、6年の第4回定例会の一般質問で遺贈について市長に質問をしました。横浜市会で初めて遺贈について議会で議論をしているのですが、今後、亡くなったときに、事前に遺言で自分の資産はこういうふうに使ってほしいというのが遺贈なのですが、この遺贈を、一般的にはお金よりも命のほうが大事、健康のほうが大事、健康が最も大事ですから、病院に助けられた経験のある方は、病院に恩返しがしたいという方はたくさんいらっしゃると思うのです。その窓口が見つからない、あるいは、お医者さんにお礼金で持っていくのはいいのかなとかになってしまふ。

そうじやなくて、遺贈を受け止めますという窓口をしっかりとつくって、その市民の気持ちを受け止める

べきだという議論をこれからする予定なので、そのメニューの中に、横浜市立大学附属病院の研究費に充ててほしいというメニューをつくるような働きかけも、私からも協力はしたいと思いますので、ぜひ引き続き、引き続きというか、もうちょっとこの法人経営については真剣に向き合ってほしい。申し訳ないですけれども、真剣さが私には受け止められなかつたと思っています。最後に、理事長、いかがでしょうか。

- **近野横浜市立大学理事長** ありがとうございます。御指摘のとおり、しっかりやっていきたいと思います。遺贈につきましては、我々の病院におきましても、ポスター等も掲出しながら、ぜひ遺贈をというような話もさせていただきながら、相談をいただく窓口をしっかりと設けながら受けています。また、金融機関とも連携を取りまして、そういう遺贈を受けたときの手続等についても、大学と金融機関の連携協定を結んでおります。

(「そういう話をしているのではないのだよ」と呼ぶ者あり)

- **近野横浜市立大学理事長** そういうことをしっかりと進めながら、皆様の、患者さんのお気持ちに応えられるように、しっかりと法人としても対応していきたいと考えております。

- **福地茂委員** そうじゃなくて、真剣にやってほしいという話について理事長はどう思っていますかという話をしたいのですけれども。

- **近野横浜市立大学理事長** 大変失礼いたしました。経営に対してしっかりとということでございますので、まだまだ足りない部分、委員の御指摘のとおりだと思いますけれども、横浜市立大学のブランド力、よさをしっかりとPRをしながら、そのよさを皆さんに知っていただきながら、市民にとって必要な大学であるということを理解していただきながら経営基盤となるところをしっかりとし、この厳しい社会経済状況の中でも持続的な大学で成り立っていくように、しっかりとスリム化を図りながら経営を進めていきたい、しっかりと力を合わせてやっていきたいと考えております。

- **福地茂委員** ありがとうございます。遺贈は私が応援して頑張りますって言っているのです。我々も自分たちでやっていますという答弁を聞いているんじゃないのです。それだけお伝えしたいと思います。

- **近野横浜市立大学理事長** 大変失礼いたしました。応援として受け止めさせていただいたのですが、我々としてやっている部分も御紹介しながら受け止めさせていただきたいという気持ちでしたけれども、大変失礼いたしました。

- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。

- **横山正人委員** 御報告をいただいた項目について少し伺いたいと思うのですが、大学は教育、研究、そして市立大学は医学部があるので医療と、この3本柱でやっているという認識なので、その項目別に御報告をいただいているのですが、法人経営のところなのですけれども、先ほど申し上げたように、市立大学には医学部があるので、病院経営も一緒に全体として御報告をいただいていると、こういうことだと思うのです。

ただ、この病院経営というのは、一般的な医学部のない大学からすると、ここでの医療の部分がないので、教育と研究に対しての評価ということになるのです。この医療の部分が入ることによって、法人経営の実態がなかなか私は分かりづらくなっているんじゃないかなと、こういうふうに思っています。詳細な項目のところを見ると、医療のところは、これはA評価なのです。ただし、法人経営全体となるとCになるということは、医療はいいけれども、教育、研究が足を引っ張っているというような感覚をお持ちなのですか。

- **近野横浜市立大学理事長** 病院につきましては、先ほど来、申し上げておりますが、稼働率についてはかなり上がっております。その中でも病院として赤字になっているという部分につきましては、さらに効率化

を図らなくちゃいけない、経営的な視点で、そこは、まだやれる余地が残っていると思っておりますので、病院の取組、医療としてはA評価にさせていただいておりますが、その運営という部分でまだまだ努力するべきものがあるということで、法人経営の中ではCというふうにさせていただいております。

- **横山正人委員** よく分からぬだけれども、この資料の中にも増収の実例とか、実際にこれだけ増収されていますと、こういう報告があるんだけれども、他方で、それに足らざるところがあると、だから結果としてCなんだということになってしまふと、この医療のところのAというのは、なぜAなのですか。
- **近野横浜市立大学理事長** 医療のところでA評価にさせていただいている部分につきましては、医療の提供という部分で、高度医療の提供であったりですとか政策的医療、そういったところについては、しっかりと目標に対して対応ができているというふうな形で評価をさせていただいたものでございます。
- **横山正人委員** これは、また来年もこの御報告をいただくと思うのですが、私は、見せ方として経営の部分については、医療と教育、研究を切り離したほうが、より法人の実態が分かるんじゃないかと思うのですけれども、いかがですか。
- **近野横浜市立大学理事長** 委員御指摘のとおり、病院の要因と大学の要因ってまた違いますので、そこは、分かるような形で資料がお出しできるように、また調整をしていきたいと思います。
- **横山正人委員** ぜひこのところは、分かりやすく説明をいただきたいと思うのです。先ほども私が申し上げたように、医療のところがAなのに法人経営がCって、私は矛盾しているんじゃないかと思いますので、細かい資料、できれば今回の御報告の中で教育と研究の分野と医療と、いわゆる経営の視点から見て分かりやすく御説明いただけるような資料を御提出いただけするとありがたいと思います。
- **近野横浜市立大学理事長** 御用意させていただきます。
- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。
- **坂井太委員** 1つは、『青春ブタ野郎』はどんな感じで皆さんのが使って、それはプラスになっているのか、それともマイナスになっているのか、いかがですか。
- **松井横浜市立大学事務局長** 今、委員御指摘の『青春ブタ野郎』というのは、アニメでしたり小説でしたり、小説ですと15巻出ているというものでございまして、15巻のうち後半の5巻が、舞台が、主人公が通っている大学のモデルが横浜市立大学だということでございまして、非常に喜ばしいことでございます。我々としましては、そのアニメの放送が今回ありましたので、それに合わせてノベルティーを作成して大学で販売したりとか、のぼり旗を掲出したりとか、あと、金沢八景駅の商店街で同様なにぎやかしをやっていましたので、それと連携したりしながら地域のにぎわいを創出している、そんなこともやっております。喜ばしいことだと思います。
- **坂井太委員** もう少し利用できないの。例えば学生さんが増えるんじゃない。どうなのかな。
- **松井横浜市立大学事務局長** 学生が増えたら非常にありがたいところはあるのですけれども、活用に関しては、アニメの配給会社とのやり取りの中でかなり規制がありました。我々も、もう少しノベルティーの販売というのは、多様化できないかなと思いましたけれども、リスクもありますし、あと、レギュレーションもかなり厳しいですから、1つクリアフォルダーのセットというのを売っております、669セット販売しております100万弱ぐらいの、コストもかかりますけれども収益があります。このような●。
- **坂井太委員** 分かりました。ごめんなさい。そういうことをもうちょっとうまくやってほしい。先ほどからここに出ている話って、20年前から変わっていない話が多いなって思っていて、例えばV I Pルームがい

まだにあるらしいじゃない。2万9000、3万ぐらい取られるルームがあるらしいんだけども、その回転率って幾つぐらいですか。

- **松井横浜市立大学事務局長** 今、委員御指摘の病院の個室についてですけれども、様々タイプがありまして、V I Pというか、患者様のニーズに合わせて幾つかのタイプを御用意しておりますけれども、全体の稼働率については、現在83.4%になっています。
- **坂井太委員** だからその個室の回転率よ。一番高いその3万取られる回転率はお幾つですかと聞いている。
- **松井横浜市立大学事務局長** Aタイプと我々は呼んでございますが、稼働率については82.8%となってございます。
- **坂井太委員** そのぐらい回ってりやいいでしようけれども、空気をもし入院させるということであるならば1つ増やすとか、その部屋を割るとかして入れたほうがいいんじゃないですかって話を、残念ながら、俺、同じことを20年前にしてんのよ。そこんところを気をつけていただきたいなと思って、終わりです。
- **松井横浜市立大学事務局長** 御指摘ありがとうございます。82.8%といつても、残り17%は空いておりますので、そのところをしっかりとニーズのある方に使っていただくということはすごく大事でございますので、今、病院のほうでは、どういったアンケートをしていくと患者様が選択していただけるのかということを検討しておりますので、押し売りにならないようにしながらも、使いたいと思った方にちゃんとその情報が届くようにして、100%に近づけていきたいと思っております。
- **坂井太委員** ごめんなさい。じゃあ手術室の回転率はどのぐらいなの。
- **松井横浜市立大学事務局長** 手術室の数字は、今、探していますけれども、今現在、病院は、かなり赤字の状況の中で手術室を稼働させていくということは、非常に大事でございます。ですので、空きがあればそこを埋めていくというような調整を、例えば日次、月次でやってございますので、率を取りますと、すみません、少し100%に至らないところがありますけれども、必ず空きは埋めようということで両病院対応してございますので、100%に近づけている状況と理解しています。
- **坂井太委員** 手術室の回転率が上がること自体が病院の一番のあれですから、もちろん救急車が来てくれること、手術台がうまく回ること、そして、その中に、お金になる人たちがベッドにいてもらうことが一番だと思いますので、それは20年前とも変わっていないので、そこのところをどうやって上げていくかということにするんじゃないかなと思います。以上です。生意気を言いました。ごめんなさい。
- **川口広委員長** では、よろしいですか。
(発言する者なし)
- **川口広委員長** ほかに御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。
それでは、参考人各位におかれましては、本日、お忙しい中、本委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございました。
- 本日、総務局関係で各委員から要求のあった資料は、正副委員長で内容を調整して、委員会として要求させていただきたいと思います。整い次第、各委員に配付させていただきたいと思いますので、御了承願います。
- 以上で総務局関係の審査は終了いたしましたので、次に、デジタル統括本部関係に入ります。
- **吉川総務局長** すみません。先ほどの公告式条例のところでの私の御説明に正確じゃないところがございました。規則の交付に当たりましてということで、市長の署名ということで、それが必要だということを申

し上げたのですけれども、この部分については、既に、もう令和5年に公告式条例を改正していまして、規則の制定・改廃の署名については、署名から記名にということで変更しているということでございます。その辺りも含めて、資料については、きちんと整理をした上で委員の皆様方に御提供させていただきたいと思います。すみません。正確ではないところがございました。大変申し訳ございませんでした。

- 横山正人委員 ということは、もうほとんどの部分で署名が必要にならなくなると。今回の本件を可決、成立した場合は、あれば、ほとんどの部分がなくなるという理解なのですか。
- 吉川総務局長 私どものほうではつきりと今現在もまだ署名でやっているものということで申し上げますと、さっき行政イノベーション推進室長からも申し上げましたけれども、友好都市ですとかとの協定というところを締結する際に、特に外国の方といった場合には、慣例ということの中で署名をするということがございますということと、あと、もう一つは、今、市長が退任された際の引継ぎ書についても署名でということで、これも慣例でということになりますけれども、署名をいただいているということがございます。この辺りも含めて整理をお出ししたいと思いますが、規則については、署名でなければならないという状況には、今はなっていないうことでございます。
- 横山正人委員 なるほど。後ほど資料でまとめていただければ結構だと思うのですが、例えば外国との取決めだったりとか親書であったりとかの署名、それと、あと引継ぎ書の署名、多分これは、いわゆる慣例でやっている内容なので、規則で決められたものじゃないような気がするのです。だから、そこも仕分けして御報告いただきたいと思います。
- 吉川総務局長 かしこまりました。そうさせていただきます。恐れ入ります。申し訳ございませんでした。
- 川口広委員長 改めて、資料は正副委員長で内容を調整して、委員会として要求させていただきたいと思います。整い次第、各委員に配付をさせていただきます。
改めまして、以上で総務関係の審査は終了いたしましたので、次に、デジタル統括本部関係に入ります。
当局参集の間、休憩をいたします。

休憩時刻 午後0時37分

(当 局 交 代)



再開時刻 午後0時41分

- 川口広委員長 それでは、委員会を再開します。



◎ 横浜DX戦略の推進について

- 川口広委員長 デジタル統括本部関係の議題に入ります。
なお、当局からの発言に際しましては、着座のままで結構です。
報告事項に入れます。
横浜DX戦略の推進についてを議題に供します。
当局の報告を求めます。
- 古石デジタル統括本部長 よろしくお願ひいたします。それでは、横浜DX戦略の推進につきまして御報告させていただきます。お手元の資料を御覧ください。

令和7年度は、横浜DX戦略の第4クオーターとして、次期戦略の策定も見据えながら、First S

tepである現戦略の総仕上げを行う段階としております。取組の推進状況は、DXポータルサイト、横浜DIGITAL窓口におきまして、これまでの実績の振り返り等とともに随時発信しております。

なお、資料の右側に、スマートフォンで御覧いただいた場合のトップページの画像イメージを参考に掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは、2ページを御覧ください。

横浜DIGITAL窓口のコンテンツの一つである横浜DX見える化プロジェクトでは、DX戦略の進捗をデータやグラフにより見える化をしておりまして、①から③のコックピット、ダッシュボード、令和6年度の取組状況の3層で構成しております。

ページの左側を御覧ください。まず、戦略の主要取組を一覧で俯瞰できる①コックピットがございます。

なお、お手元の電子機器画面では、PDF資料を御覧いただいている場合は、真ん中左寄りに記載しておりますPC版画面という文字をクリックしていただきますと、インターネットのそのサイトにアクセスいたしますので、後ほど御覧いただければと思います。

このコックピットには、各重点方針の囲みの下に詳細はこちらというボタンがございまして、それをクリックすると、右側②のダッシュボードというものを御覧いただけます。こちらは、重点方針ごとの主要取組の現状を数字やビジュアルで発信する内容となっております。また、コックピットに戻りまして、一番下には、戦略の全54の目標について実績を示す令和6年度の取組状況をまとめております。各重点方針のボタンをクリックすると詳細ページを御覧いただけますので、こちら右側の③のイメージに飛ぶという形になっております。

では、次の3ページを御覧ください。

コックピットの見方について、引き続き御説明いたします。

まず、こちら時計のアイコンがございますけれども、下の図にございますように赤丸で囲った位置に記載しておりますが、こちらは皆さんに時間をお返しした取組、オンライン化によって利用者の時間的負担の軽減効果を数値でお示しした取組であることを示しております。次に、青色の進捗バーですが、令和4年度から6年度の実績を、また、青から赤へのグラデーションのバーは、令和7年度、現在進捗中の取組を表しております。繰り返しになりますが、詳細はこちらのボタンをクリックすると、実際のウェブページ上では、重点方針ごとのダッシュボードのページに移動します。なお、この資料上は移動いたしません。

では、その次の4ページを御覧ください。

横浜DX戦略では、DXの実現に向けて、最初の4年間をデジタル実装のFirst Stepといたしまして、推進体制や仕組みづくりなどの土台づくりと、デジタルの恩恵が実感できる取組や成功事例の見える化などを中心に、7つの重点方針とその主要取組を定め、戦略的にDXを推進しております。

ここからは、ダッシュボードを用いまして、7つの重点方針の主要取組につきまして、推進状況等を御説明いたします。資料の構成といたしまして、ダッシュボードに示すこれまでの実績、今後の取組の方向性の順に説明してまいります。

では、5ページを御覧ください。

まず、重点方針1、上位100手続オンライン化ですが、ダッシュボードでは、手続オンライン化の取組状況やオンライン利用件数の推移をお示ししております。資料にございますとおり、年間総受付件数の約9割を占める申請件数上位100手続のオンライン化が完了いたしました。

また、6年度は約833万件がオンラインで手続され、前年度から約35万件増となり、1申請当たり最大80分、合計約617万時間を市民の皆様にお返しできることになります。今後は、出産や引っ越しなど、同時に複数の申請が必要となるライフイベント関連の手続のオンライン化をさらに進めてまいります。

6ページを御覧ください。

重点方針2、デジタルを活用した新たな働き方の実現ですが、場所を選ばず組織を超えて連携できる新しい働き方、Link-Up! YOKOHAMAを6年度に始動しておりまして、今年度中に全ての進捗率が100%となる見込みでございます。

資料にございますとおり、6年度は、府外から府内ネットワークにアクセスできるモバイルアクセス環境を整備するとともに、Microsoft 365の運用を開始することで、業務の効率化と情報共有の促進を図りました。

7年度は、Microsoft 365を業務により幅広く活用できるよう、府外から安全にアクセスでき、かつ府内と同等の操作性で利用できる仕組みの構築に取り組んでおります。

今後は、新しい働き方のさらなる進化や柔軟な組織風土の醸成を目指し、より一層の業務効率化を実現する新たな職員業務基盤の検討をさらに進めてまいります。

指矢印でお示ししたリンクをウェブ上でクリックいたしますと、詳細ページに移動します。この資料では、次の7ページとなります。

次の7ページでは、Link-Up! YOKOHAMAの取組のうち、モバイルアクセス環境整備やMicrosoft 365導入、現場からの御意見と今後の展開について掲載しておりますので、後ほど御覧ください。では、8ページを御覧ください。

デジタルを活用した新たな働き方の実現に向けて、Link-Up! YOKOHAMAのほかにも様々な取組を進めております。資料にございますとおり、職員の業務効率化を図り、それにより生まれた時間を人でしか行えない業務に充てていくため、パソコンでの単純作業や提携業務を自動化するRPAの導入を推進しております。導入によって、システムへの反復入力やファイルの一括加工などで年間約7500時間の削減効果が生まれております。今後は、引き続きRPAを導入できる業務の拡大や導入事例の他区局への横展開を行い、業務効率化を進めてまいります。

次に、9ページを御覧ください。

生成AIについても活用を進めております。資料にございますとおり、文案の作成、企画のアイデア出しなどといった作業の業務負担を軽減し、事務の効率化を進めるため、6年度、市役所全体に生成AIを導入し、様々な場面での利活用を推進しております。あわせて、事務事業に特化した正確性・適格性の高い利用環境、RAGといいますけれども、その実証を始めております。今後は、生成AIの活用をさらに進め、そこで生み出した時間を市民サービスの向上につなげてまいります。

では、10ページを御覧ください。

重点方針3、デジタル区役所推進と地域の担い手支援ですが、資料にございますとおり、デジタル区役所のモデル区として、西区、港南区の取組から生まれた4つの重点取組である、書かない窓口、待たない窓口、動画活用、RPA活用につきまして、関係区局と連携しながら18区への横展開を進めました。今後は、さらなる市民サービスの向上、業務の効率化に向け、区役所の窓口業務を中心に、横展開した=事業=取組を次の取組につなげます。

では、11ページを御覧ください。

こちらでは、地域の担い手支援としての消防団支援アプリ、民生委員の活動報告電子申請化、デジタルデバイド対策の取組状況をお示しております。消防団支援アプリは、現在、全18消防団で安定運用しております。6年10月から7年3月までの報告書処理では、計2291時間の削減に成功しております。

民生委員・児童委員の活動報告電子化の取組につきましては、集計システムの構築及び栄区での実証実験の支援を行いました。

デジタルデバイド対策では、利用者の活用スキル向上のため、総務省事業を活用し、6年度は、市内で389回のスマートフォン講習会を実施しました。また、区へのヒアリング調査の結果を踏まえ、7年度から各区スマートフォン操作マニュアルを配架しております。

次に、12ページを御覧ください。

重点方針4、リーディングプロジェクトの推進ですが、子育て、教育、防災の3つの分野を重点テーマとし、DXを推進しております。

資料にありますとおり、子育て分野では、6年7月に子育て応援アプリパマトコウェブ版をリリースしました。子育てに関する情報、機能を1つのアプリに集約することで、子育ての負担を軽減してまいります。

次に、13ページを御覧ください。

教育分野では、6年6月に、学校生活や学習に関するデータを活用するための学習ダッシュボード横浜S t☆dy Naviの利用を開始しました。今後、一層、エビデンスに基づく学びの実現や教育内容の充実を進めてまいります。

防災分野では、6年5月に避難確保計画作成支援システムを本格導入しました。引き続きデジタルツール等を活用し、減災社会の実現を目指してまいります。

次に、14ページを御覧ください。

重点方針5、DX推進体制の強化ですが、資料にございますとおり、各区局の取組を支援するDX相談では、相談件数が6年度306件と、引き続き多くの相談に対応してきました。職員向けにデジタルに関する学びの機会を提供するデジタル研修基盤デジタル・デザイン・アカデミアは、6年度末時点でデザイン思考入門など75の講座を延べ4261人が受講するなど、利用が進んでおります。

また、DXを身近に感じてもらうイベント、DXデイズを3日間開催いたしました。引き続きデジタル人材の確保、育成、活用を推進してまいります。

次に、15ページを御覧ください。

重点方針6、創発・共創によるDX推進ですが、行政が抱える行政課題ニーズと企業等が保有するデジタル技術シーズをマッチングし、課題の解決を目指す創発・共創のオープンなプラットフォームであるYOKOHAMA Hack!の取組状況を示しております。資料にございますとおり、YOKOHAMA Hack!は会員数999人、ソリューション提案等に参画している企業数が延べ455グループ、公表した行政課題のカテゴリー総数は25件となっており、創発・共創の取組が広がっております。

指矢印の詳しくはこちらをウェブ上でクリックすると詳細ページに移動しますが、こちらでは、16ページにYOKOHAMA Hack!で取組を進めている事例として、交通量調査のICT化について御紹介しております。後ほど御覧ください。

次に、17ページを御覧ください。

重点方針7、住民情報系システム標準化ですが、資料にありますとおり、記載の先行9業務については、全国的な移行期限である7年度末までの移行完了に向けて作業中です。期限までの移行が困難な11業務のうち、国民健康保険については、8年度末までの移行完了に向けて作業中です。その他の業務については、過渡期対応も含めた効果的な移行に向けて検討を進めております。

右上の指矢印でお示しした標準化の概要ボタンをウェブ上でクリックしていただくと、次のページに記載の標準化の取組に関する説明ページに移動しますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で、資料の説明はここまでとなります。ただいま御説明いたしました横浜DX見える化プロジェクトを含む横浜DIGITAL窓口は、横浜DXの取組を市民の皆様や企業の皆様はもとより国や他の自治体にも積極的に発信し、広く共有することを狙いとするものです。引き続き利用者の皆さんとの声を引き出し、多様な主体の連携による共創のDXを加速させるとともに、時期を捉えた様々な発信を通じまして、市職員の意識改革にもつなげていきたいと考えております。

さらに、これらの取組を踏まえ、次期DX戦略の検討、策定、推進を通じて、さらなるD、あと、デジタル化にとどまらないDXのX、すなわちトランスフォーメーションの実現を目指してまいります。

御説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

- 川口広委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。いかがでしょうか。よろしいですか。
- 田中ゆき委員 御説明ありがとうございました。私からは2つございます。

まず初めに、7ページの重点方針2のところで現場からの意見というのが出ているのですけれども、こんなときはメール、こんな場合はチャットという共通認識、ルールがあるといいという御意見があるようなのですけれども、この共通認識とかルールがないことで現場に生じる支障があるのかどうか、教えていただきたいのですが。

- 古石デジタル統括本部長 御質問ありがとうございます。今までメールを主に使っていたところに新しくチャットというツールができましたので、このチャットはどういう場合に使うんだろうというものを標準形として、こういう場合にチャットを使うと、メールで仕事をするよりもすごく便利で早いよというモデルケースをどんどん示していくかないと、利用が進まないんじゃないかということがありまして、こういう御意見もいただいておりますので、庁内のインターネットのネットワークで活用事例の代表例というものを、順次、御紹介しているというような状況でございます。
- 田中ゆき委員 ありがとうございます。今後の令和7年度の予定のところにその部分は出てきていないのですけれども、今みたいな取組を実施しているということでよろしいでしょうか。
- 古石デジタル統括本部長 ありがとうございます。活用を広めるための、活用するのが当たり前という状況にしていくための取組を既に始めております。
- 田中ゆき委員 ありがとうございます。あともう一点、また重点方針2の9ページのところなのですけれども、かなり積極的に生成AIの多様な使い道が示されていて、ある程度、生成AIのほうが文章の作成や要約とか質問、回答など、信頼性が担保されて的確な作業できるとは思うのですけれども、先ほど御説明いただいたように、人にしかできない業務というのもそういう中にはあると思っていまして、生成AIでつくった質問、回答であったりとかいろんな文章についても、最終的に人がファクトチェックをするみたいな、そういう両立みたいな考え方は、どのようにお考えでいらっしゃるのでしょうか。
- 古石デジタル統括本部長 ありがとうございます。実際、生成AIを使おうとする画面に行こうとすると、

そういう注意書きを出すようにしております、ちゃんと最後は人の目でファクトチェックをしてからでないと表に出せないよとか、あと、個人情報などの入力はやめましょうということで、生成AIのシステムは、外部に一旦情報が出るということもございますので、そういう対外的に公開できない個人情報などは入力できないというような注意書きをまず読まないと使えないというような仕組みも導入しております、そういった点で、使える範囲は限られてしまいますが、個人情報が使えないとかそういう注意書きはありますが、その範囲の中で思う存分使ってもらえるように環境を整えているというような状況でございます。

- 田中ゆき委員 ありがとうございます。本当に生成AIを使うと、かなり的確に抽出して短文でまとまった文章が出てくると思うのですけれども、注意書き一つだと、もしかしたらですけれども、業務の中でもうこれが完成版、コンプリートだって思って、リチェックというか、忘れるというか、手が抜かれてしまうような時代も来てしまうと思うので、ファクトチェックしましたみたいな確認欄みたいなのがつくって、ファクトチェックをちゃんと人が最後にするというのは続けたほうがいいと思うので、よろしくお願いします。
- 川口広委員長 ほか、いかがでしょうか。
- 坂井太委員 ずっと私はDXで気になっているのです。DXのインフラというのは、NTTさんが持っている基地ですよね。
- 古石デジタル統括本部長 NTTなどいろんなキャリアがございますけれども、スマホを使うときに必要なインフラとすると、そういうキャリアの建てたアンテナ基地局になりますかね。
- 坂井太委員 ということは、全ての人に享受してもらうということになると、その部分のインフラは、一般の会社に委ねて横浜市はいいということですね。
- 古石デジタル統括本部長 ありがとうございます。実際、国レベルでも、例えば離島とか、本当にああいうところにアンテナとかがなくて使えないという場合に、国が補助をしているというのがあったりするのは聞いているのですけれども、横浜市内で電波が届かないような地域というのが、そういう指定されたものが実際ございませんで、各キャリアごとに例えばここはアンテナが届きにくいというものがあったりすると、改善要望というものが出てて、そこにアンテナを、例えばNTTだったりauだったりが建てるということは、各事業者さんに、確かにキャリアごとに、ここは、例えばドコモは届くけれどもauは届かないよねというようなことがあったりするというのは、承知はしておりますけれども。
- 坂井太委員 Wi-Fiの速度がないという場所がいっぱいあるのね。基地があってもWi-Fiが届いていないというところがあるわけ。例えば、ごめんなさい、保土ヶ谷の今井というところは、Wi-Fiの速度がないんだって、それで困っているんだってという陳情を受けたことがある。今は直っているかもしれないけれども、だから、いや、違うのよ。それが、NTTがやっていてWi-Fiの速度がなかつたりいろんなことがあるわけじゃない。その責任は、横浜市にはないよねって話をしてんの。
- 古石デジタル統括本部長 その責任は、横浜市にはないよねとおっしゃいますと、確かに環境整備という点で、横浜市が責任を持ってやるところではないかなと考えております。
- 坂井太委員 じゃあ、例えばそのうちからWi-Fiにつなげるのに非常にかかると。二、三メートル行ったり、どこかへ行ければ取れるんだろうけれども、そういうものが取れないという人が横浜市内に住んでいるとすれば、穴があるとすれば、その人たちは自分ちから取れないかもしれない。それはそれでいいんだね。うちでできるというんだから、DXって、おうちにいて全てのことができるようになるってなるわけ

じゃない。そしたら、それができないところというのがあってもいいのかって話。

- 古石デジタル統括本部長 ありがとうございます。Wi-Fiに関しては、例えば御家庭でWi-Fiを導入しているところもありますし、それで、例えば公共機関などで御来場者の方ために、あるいは、観光地なんかだと観光客のためにということで広域なWi-Fiを導入しているケースもあると思います。というところで、訪れる方のためにWi-Fiを整備するその施設の管理者の意向があつたりとか、そういう点はございますが、一般の御家庭にWi-Fiが届くか届かないかという点になると、その御家庭でWi-Fiを導入されるかどうかになってしまふと思いますので。
- 坂井太委員 なんだけれども、基地にその能力がないところがあるのよ。だから、横浜市内で例えば皆さんのが把握しているかということ。この辺は電波が弱いとか、この辺はWi-Fiが弱いとか、それを皆さんには把握しているのですかってこと。
- 古石デジタル統括本部長 Wi-Fiにもいろいろな会社がありますし、全ての会社のWi-Fiがどこまで届くかというものは、把握しておりません。ただ、実際に、例えばですけれども、先日、能登の地震があったときに、能登って今は電波状況がどうなっているんだろうね、みたいな感じで、ドコモとかauとかソフトバンクが、それぞれの会社が、今、電波状況はこうなっていますというものをホームページ上でアップしてくれています、その状況を見ながら、うちが災害救助に行くときにWi-Fiを持っていかないよね、みたいな話もできました。
- 坂井太委員 じゃあ結論を言わせてもらうと、そういうことが起こったとしても、横浜市には、そのことについて、俺、悪いって言ってんじゃないからね、Wi-Fiだとそういうものの状態が悪くなっていることは、横浜市は努力したり、インフラとしてそれをしなければならないという義務は、負わないということだね。
- 古石デジタル統括本部長 義務は負わないということだけは言われると、そうかもしれません、ただ、Wi-Fiというのは、あくまでも利便性の向上ですので、義務といいましょうか、例えばここにWi-Fiがあるとこういうメリットを享受できる方がいるので、ここにWi-Fiがあったほうがいいんじゃないかという、政策的にそういう判断があってWi-Fiを導入するということはあるということは承知しておりますけれども、義務かどうかと言われると。
- 坂井太委員 例えば水が出なくなっちゃったら水が出るようにするわけじゃない。インフラをつくるわけだから、水道と下水はやっているよね。電気も結構そこは復旧しに行くよね。それほどではないってことだな。
- 古石デジタル統括本部長 そこに関しましても、実際に今おっしゃるとおり、電気、ガス、水道に並ぶぐらい通信というインフラは、非常に重要なものになってきておりますし、その点に関しまして、災害時にどこまでつながるかというのは、そもそも電気がつながっていないと駄目なのですけれども、そういう点はいろいろ検討もされている、国レベルでも検討されていますし、本市としても、実際に災害が起つたらどこまでつながるんだろうねというようなシミュレーションは、重要だと考えております。
- 坂井太委員 要は責任問題の話。うちは関係ないでいいね。我々は努力目標でやるんだよね。皆さんから、やれよ、横浜市とは言われないってことだよね。そういう認識でいいね。
- 古石デジタル統括本部長 通信に関しましては、実際にガスとか電気もどうなのか、詳しくは承知しておりませんけれども、各事業者さんとの協力が欠かせないと思いますので、今こういう状況なんだけれども大

丈夫って言って、例えばドコモさんに照会して、ドコモさんが困っているかどうかを聞くとかそういうことは、実際に何か災害が起こったりすればあると思いますし、あと、実際、災害時には、広域Wi-Fiみたいなものがイッツコムさんと連携協定を結んで、そういうものが災害時には使えるようにという環境整備もしておりますので、実際に災害が起きたときには、そういうものも、実際に仕組みとして一部あるということも御承知おきいただければと思います。

- **坂井太委員** 要するに我々も一ユーザーであると、横浜市はユーザーであるということでよろしいですね。
- **古石デジタル統括本部長** そこはユーザーの一つです。
- **坂井太委員** 分かりました。結構です。
- **大野トモイ委員** 御説明ありがとうございました。17ページ、重点方針7になるかなと思うのですけれども、法律とか国の方針が変わって、こういうのがオンラインでできますよというものが随時あるということは、アップデートを自分でもしているのですけれども、どういう業務をオンラインにしていくかということを決めていくに際して、それが自治体の裁量であるものについての場合の話をしますけれども、所管の課はどういう話をするか、どちらがリードをして決めていくみたいのは、何かありますか。
- **古石デジタル統括本部長** 御質問ありがとうございます。まず、17ページのほうは、住民の皆さん情報をこちらのほうのシステムで記録しているもののほうでして、その標準化ですので、手続のオンライン化となると、重点方針1のほうになるかと思いますけれども、これまで、手續といつても本当にいろんなものがありますし、市民利用施設の予約とか図書の予約とかに始まりまして、あと業者さんがやるものもありますし、そういう点で、上位100件数の手續からまず進めてきたというのが現状で、そこは一旦クリアしましたと。

次に優先順位が高いのはどこだろうねというところで、今こちらに書かせていただいております、ライフィベント手續というふうに呼ばせていただきましたけれども、例えば引っ越しの手續で来たと。いろんな手續がオンラインできるのに、たまたまその100手續よりも順位が下だった手續で引っ越し関係の手續がオンライン化できていないとなると、その1つの手續のためだけに、結局、区役所に行かないといけないということが生じてしまうよねというところで、そういうことが生じないように、一気通貫でオンラインで手續できるようにしていこうというので、次に優先順位、上位100位が終わったなら次はどこだろうという点で着目したのがライフィベント関連手續というところで、今、関連局と一緒にオンライン化を進めていっているところでございます。

- **大野トモイ委員** 間違えました。重点方針1ですね。というのは、夏にこの常任委員会で視察に行きました。札幌だったと思うのですけれども、DXの取組を聞きまして、ちょっと細かい話ですけれども、妊娠の届出が、今、この4月からオンラインでできるようになっていると思います。

例えば札幌では、母子手帳も電子にして、オンラインで申請をして受け取れるようにしていくのかなという資料が読み取れたので、それはお伺いをしたんだけれども、個別の話で恐縮ですが、例えば母子手帳の交付というのは、そこで面談をして、妊娠するまでと乳幼児時期、学齢期って続いていく、いわゆる切れ目のない支援ということの一番入り口の大切な場面だから、対面で渡すことに意味がある業務なわけですよね。

なのでそういうところは、今、横浜市は、申請はオンライン、でも区役所に来て交付ってことになっていると思うのですけれども、母子手帳を電子にという意見も、この間、議会の中であったように記憶している中で、対面であることに意味がある業務というものについて、それをどう切り分けていくかということが気

になって、所管とどういう話をしているのですかってことを聞いたのですけれども、どうですか。

- 古石デジタル統括本部長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、私もこども青少年局が長かったので、本当に母子手帳の交付とか、実際、窓口でも区役所でもやっておりましたし、委員がおっしゃるとおりだなと感じます。それで、そういう中で、両方で手続できるという、オンラインでしか手続できないとするのも違うと思いますし、別にアナログでも手續できるというところは、残しておく必要があると思いますし、そんな中で、よりオンラインで手續したほうが便利で早い、それを私は選択したいなと思う方の選択肢をちゃんと設けるというところが肝腎だと思って、デジタル統括本部では進めているところでございますので、便利さを提供できるようにするというところで、あとは、最終的に手段を選ぶのは、利用者の皆さんというふうには考えております。

ただ、そんな中で、実際に手續に来てほしい人に手續に来ていただく、そういう仕組みということに関しては、所管課のほうとも、オンラインで手續できる中で、あなたはこういうところ大丈夫ですかってアクションが出ないかねとか、そういういろいろ仕様を検討する中に、一緒に相談に乗って、オンラインで手續するんだけれども窓口に行きたくなるようなアクションを一個設けられないかねみたいな、そういう実際のサービス設計の相談とかそういう段階から支援に入ったりもしておりますので、そういう点で、所管課からの相談にいかにデジタルの側面で応じるかという点でデジタル統括本部は関わっていますし、これからもいきたいと思っております。

- 大野トモイ委員 ありがとうございます。私も考えてみれば1期目、病児保育をオンラインで予約できるようにしてくれとか、産前・産後もオンライン予約できるようにしてくださいとか、そういう質疑を散々重ねてきましたけれども、要所要所で対面、来てもらうことに意味がある業務というのがあると思いますので、そこをしっかりと所管の課と相談をしながら進めていただくようにお願いします。
- 川口広委員長 ほか、いかがでしょうか。
- 黒川勝委員 今の重点方針1のところで、上位100手續オンライン化ということで、833万件がオンラインで手續されたということなのですけれども、この833万件という数というのが、全体の中で割合的には、何%ぐらいになるというのは、それは分かるのですか。要は、オンラインじゃなく手續している人たちもいるんだと思うのですけれども。
- 古石デジタル統括本部長 どうも御質問ありがとうございます。利用率としては、全体で59%というところになっておりますので、逆算すると、この2倍近くの手續が総手續件数ということになりますかね。
- 黒川勝委員 利用率が59%。
- 古石デジタル統括本部長 全体の利用率を平均すると59%ということですので、そこから逆算すると、その833万件の2倍弱の件数になるかなと思っています。すみません。今、数字が出なくて申し訳ないです。
- 黒川勝委員 分かりました。そうすると、100%のところもあれば半分以下みたいなところもあったりという、そういう中での全体で59%だと思うのですけれども、結局、オンラインでもできるしオンラインじゃなくてもできるという、さっきもありましたけれども、子育てなんかの場合は、そういうのも必要なのかなというのは分かるのですけれども、二度手間になっちゃうというか、オンラインで簡単にできる手續もあるけれども、その同じ手續をするのにアナログで手續をすると、その1つの手續が2系統で来ちゃうということになってしまって、逆に手續上、それを突合するとかというような作業もあったりすると思うのです。

だから、そういう部分で無駄がないのかなというようなことが1つと、それと、あと、前にも質問したこ

とがありましたけれども、オンラインで手続の申請はします。

最終的に結果を出すのもオンラインでお返事はします。だけれども、その間のところがRPAみたいな部分で全部できればいいと思うのですけれども、そこの中に手作業が入っちゃうと、それもまた手間暇かかっちゃうというようなことになったり、あと、また、人為的なミスが起こる原因にもなったりということになると思うのですけれども、その辺の無駄みたいな部分というのはどういうふうに理解していく、これからどういうふうに解決していくかと思っているのか、教えていただけますか。

- 古石デジタル統括本部長 御指摘ありがとうございます。まさに実はおっしゃるとおりでして、市民向けの入り口のオンライン化を優先的に進めてきたもので、今現状、その内部事務としましては、おっしゃるとおり2系統というか、アナログで窓口で手続していただいた方の紙ベースの届出用紙と、あと、オンラインで手続していただいた方のデータで来た手続内容とが混在しております、今それを最終的に、先ほどもありましたが、標準化される予定のシステムに入力するという点では、現状ではデータで来たものも、手続全てではないのですけれども、例えば市民利用施設の予約とか、予約だけで完了するものは、もうそれで1から10まで全部オンラインですけれども、主に区役所で窓口で手続していただくもので、オンラインでもできるようになりましたというものについては、内部事務は、今でも相変わらず人間が手で入力してシステムに入れているという状況でございます。

これを、先ほど委員がおっしゃったように、RPAなどの技術を入れることで、人間の手を介さずにシステムに入れるようにしていきたいということで、今そのBPLをしっかりとした上で、RPAをどこに導入するのか、それで、最終的に人間の手をかけずに済んだねというようなことを取り組んでいこうとまさにしているところでございます。

- 黒川勝委員 それは日本人の特性なのかもしれないですけれども、海外なんかだと、もう全部デジタルにしちゃおうみたいなことだったりですか、あと、例えばこの間、視察に行きましたけれども、北海道の日本ハムの野球場なんかは、もう現金が一切使えないようにしましたなんていうようなことだったりだとか、そういうようなことで、二度手間になっちゃうとか、二重の流れがあることによってなかなか効率化が図れないとか、あと生産性が向上しないとか、そういうようなことにつながっちゃっているんじゃないかなと思うのです。

その最たるもののが僕はマイナンバーカードだと思っていて、マイナンバーカードなんかでも、100%皆さんのが持っていてくれればこれだけ効率化できるのにというようなことが、100%じゃないがゆえに、お願いベースでやっているがゆえに、うまくいかないみたいなことというのがあると思うのですけれども、その辺りの改善みたいなことが、僕は次のクオーターの、次の4年間なら4年間の大きなポイントになってくるんじゃないかなと思うのですけれども、その辺り、少し考え方を教えていただけますか。

- 古石デジタル統括本部長 委員おっしゃるとおり次のクオーターでは、まさにそこが課題だと感じております、DX戦略と言っておりますが、そのDXのDがデジタルでXがトランسفォーメーションですが、今まででは、オンラインでできるようにしたというか、あるいはチャットを導入したとか、そういう環境の整備を整えた期間だったかなと思っておりまして、それをいかに使ってもらうか、使ったことで、こんなに便利なもんだったら使わないと損だよってもう隣の人にも言いたくなるぐらいな、そういう形の、使うのが当たり前の世の中にしていくというのが、次のXなんだろうなと思っております。

なので次の戦略の本当に課題の中心は、いかにXを達成していくかという点で考えておりますし、そんな

中で、現在も、例えば先ほど委員がおっしゃいました、ほぼ100%に近いオンライン手続だと、代表的なのが、先ほどから申し上げたように図書の予約とか、あと市民利用施設の予約とか、そういうものは、もう100%に近いのです。あと、業者さんがされる手続です。日々やる手續なので100%に近いのですけれども、結局、利用率が低めの手續というのは、一生に1度か2度しか、やるかどうか分かんない転入の手續とか、めったに行かない手續だと、取りあえず役所に行こうってなって、まず来られるという。

結局、今、転入の手續などは、法令上、対面でないとできないというふうになっておりますので、転入手續をそもそもオンラインでできるという状況にまだ日本の国自体がなってはいないのですが、そういった点で、いかに来なくても済む手續というのをちゃんとお知らせして、これは、事前に調べれば来なくていいのが分かったわというのをいかに広めていくかというのが肝腎ですし、来ないといけない手續とのメリ張りもしっかりと正しい知識を市民の皆さんにお伝えするというか、マイナンバーカードに関してもこういうことなんだなということで、しっかりと役所としては正しい情報をお伝えして、いかに使っていただくかというところを引き続きやっていきたいと思っております。

- **黒川勝委員** あと、それが進んでいくと、例えば窓口業務みたいなものがほとんどなくなってくるだとか、手續なんかもほとんどオンラインで全部できるとかそういう中で、例えば区役所なんかは、空いてくるスペースが出てくると思うのです。それだったり、あと、ここの中でもう少し詳しくお話ししますが、そういうところで、効率化だとか人件費の削減なんかも含めてそういうものがどんどん図られていく中で、例えばそういう空いているスペースをどういうふうに活用しようみたいなことというのは、あるいは、余った人材をどういうふうにほかに配置転換していくだとかというのは、そこまでがデジタル統括本部の役割なのか、それとも、そちらのほうはもう総務局のほうにお願いするみたいなことなのか、その辺り、お考えを聞かせていただけますか。
- **吉川総務局長** 今おっしゃられたような庁舎のスペースに空きが出てきたりだとか、DXを推進していくことによって、そこに今まで必要だった職員が、全員じゃないにしても必要じゃなくなったりだとかという状況が生じてきた場合に、どこに、全局的な資源配分の中でどういう配分をしていくかというところについては、デジタル統括本部とはもちろん連携しながらですけれども、最終的には、総務局のほうできちんとそういうところは考えをまとめて推進していきたいと思います。
- **黒川勝委員** ぜひ次の4クオーターとか、そのまた次の4クオーターとかになってくると、そういう話もきっと出てくるんだろうと思いますので、その辺りも見据えた上で進めていってもらえたたらと思います。よろしくお願ひします。
- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
(発言する者なし)
- **川口広委員長** ほかに御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。
以上で、デジタル統括本部関係の議題は終了いたしました。
本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書等を議長宛てに提出させていただきます。
次回の委員会の日程ですが、9月19日金曜日午前10時より委員会室1において開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。



◎ 閉会宣言

○ 川口広委員長 以上で本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午後1時19分

速報版